



独信基501平成23年度第8号

平成23年6月17日

財務省独立行政法人評価委員会委員長 殿

東京都千代田区内神田1丁目1番12号

独立行政法人農林漁業信用基金

理事長 堤 芳 夫



独立行政法人農林漁業信用基金平成22事業年度事業報告書について

独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令（平成15年財務省・農林水産省令第4号）第5条の規定に基づき、別添のとおり「独立行政法人農林漁業信用基金平成22事業年度事業報告書」を提出いたします。

平成22事業年度

事業報告書

独立行政法人農林漁業信用基金

1. 国民の皆様へ

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業の担い手の育成・確保、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための林業・木材産業の再生、国際競争力のある漁業経営体の育成・確保など農林漁業政策の一環として、農林漁業を営む者の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にすること等により、農林漁業の健全な発展に資することを使命とする独立行政法人です。

信用基金は、農業信用保証保険法、中小漁業融資保証法等に基づき、農業・漁業信用基金協会の行う債務保証等に対する保険業務を運営するとともに、林業者に対しては、直接債務保証を引き受ける業務を行っています。また、保証・保険業務とは別に、基金協会や都道府県を通じて農林漁業者への低利融資のための原資供給に係る業務も行っています。また、農業災害補償法等に基づき、農業・漁業災害が発生した際に、共済金の支払いが円滑に行われるよう農業・漁業共済団体への貸付け等の業務を行っています。

平成18年度以降、信用基金の業務及び組織についての見直しの検討が進められ、平成19年度に独立行政法人整理合理化計画としてとりまとめられるとともに、平成20年度から24年度の5年間を目標期間とする第2期中期目標、中期計画が策定されました。

事業・業務運営体制の効率化、経費支出の抑制、コンプライアンスの確保等ガバナンスの強化に引き続き取り組み、引受審査の厳格化など、より一層の業務の効率的な運営に努めるとともに、併せて現下の厳しい経済情勢に適切に対応し、信用基金の使命を的確に果たしてまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

信用基金は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業（林業種苗生産業及び木材製造業を含む。）の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的としております。このほか、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的としております。（独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第3条）

② 業務内容

信用基金は、上記の目的を達成するため以下の業務を行います。

- (1) 農業信用保険業務…………… ア 農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。
イ 農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
ウ 農業信用基金協会が行う農業経営改善促進資金業務に必要な資金を貸し付けること。
- (2) 林業信用保証業務…………… ア 林業者等が経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。
イ 林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けること。
ウ 株式会社日本政策金融公庫等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託すること。
- (3) 漁業信用保険業務…………… ア 漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。
イ 漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金を貸し付けること。
ウ 漁業信用基金協会が行う漁業経営改善促進資金業務に必要な資金を貸し付けること。
- (4) 農業災害補償関係業務… 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
- (5) 漁業災害補償関係業務… 漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。

③ 法人の沿革

- | | |
|----------|---|
| 昭和62年10月 | 認可法人農業信用保険協会、特殊法人林業信用基金及び認可法人中央漁業信用基金が統合し、認可法人農林漁業信用基金として設立 |
| 平成12年4月 | 認可法人農業共済基金の業務を承継 |
| 平成15年10月 | 認可法人農林漁業信用基金を解散し、独立行政法人農林漁業信用基金として設立 |

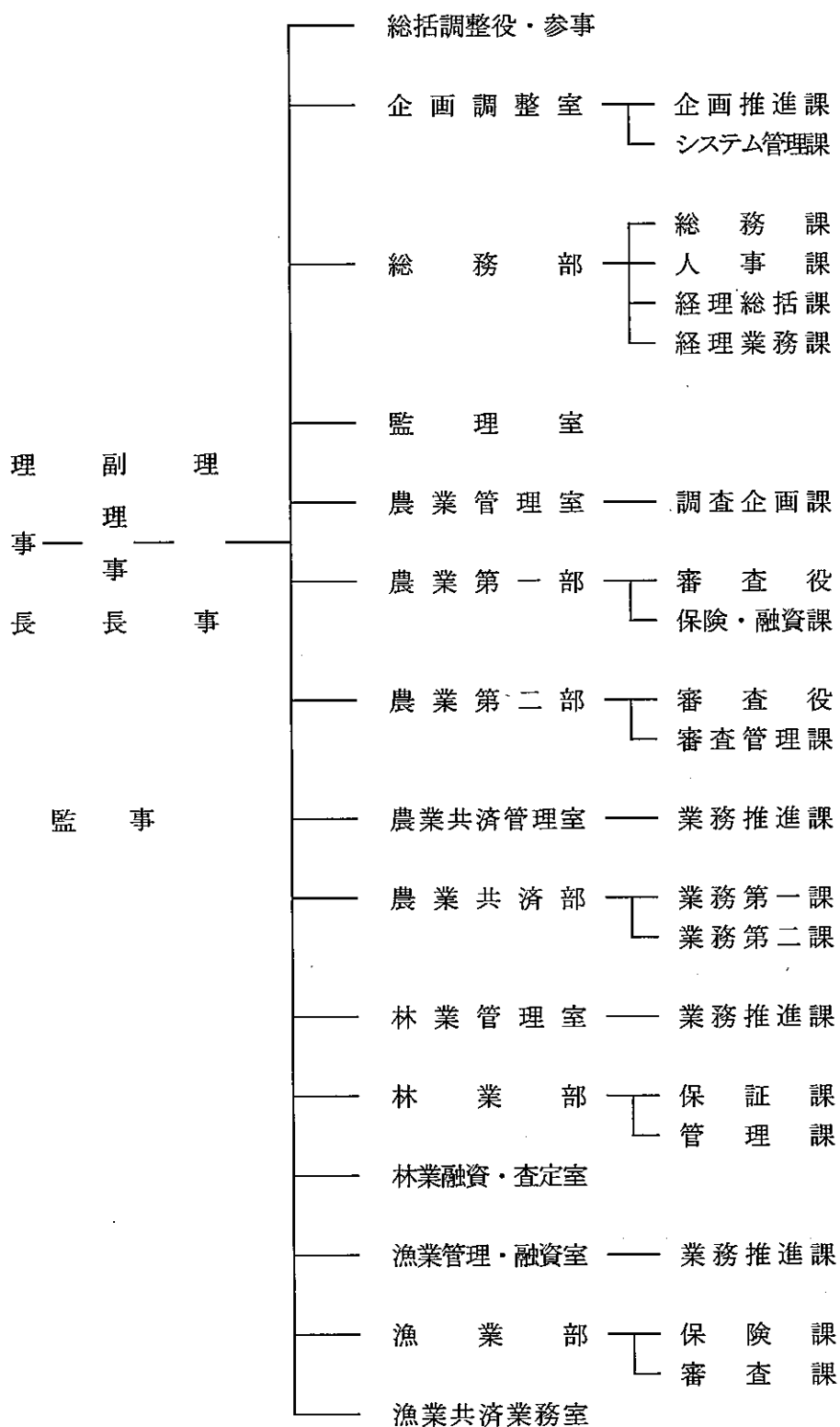
④ 設立根拠法

独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）

⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

農林水産大臣（農林水産省経営局金融調整課・保険監理官、林野庁林政部企画課、水産庁漁政部水産経営課・漁業保険管理官）及び財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）（農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務を除く。）

⑥ 組織図（平成23年3月31日現在）



(2) 事務所の住所
東京都千代田区内神田一丁目1番12号 コープビル

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	180,716	1,600	—	182,316
地方公共団体出資金	5,174	—	—	5,174
民間出資金	29,926	93	97	29,922
資本金合計	215,816	1,693	97	217,412

(4) 役員 の 状 況 (22年度)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	堤 芳夫	自 平成19年10月1日 至 平成23年9月30日		昭和45年4月 農林中央金庫入庫 平成12年6月 農林中央金庫常務 平成15年6月 農中情報システム(株) 代表取締役社長 平成17年4月 独立行政法人農林漁 業信用基金理事長
副理事長	辻 健治	自 平成20年5月1日 至 平成23年9月30日	理事長補佐、 林業信用保証 業務担当	昭和47年4月 農林省採用 平成19年1月 林野庁長官 平成20年5月 独立行政法人農林漁 業信用基金副理事長
理 事	藤本 豊秋	自 平成22年1月1日 至 平成23年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 企画調整室、 総務部、監理 室、農業信用 保険業務、農 業災害補償関 係業務担当	昭和57年4月 岐阜県採用 平成18年4月 岐阜県飛騨地域下呂 農業改良普及センター技 術課長補佐 平成19年4月 トマト農家(自営) 平成22年1月 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理 事	永杉 伸彦	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 漁業信用保険 業務、漁業災 害補償関係業 務担当	昭和55年4月 農林水産省採用 平成19年7月 内閣府沖縄総合事務 局農林水産部長 平成21年7月 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理 事	高田 大安	自 平成22年1月1日 至 平成23年3月31日	理事長及び副 理事長補佐、 財務会計担当	昭和53年4月 日本銀行採用 平成18年6月 西京銀行取締役 平成20年4月 (社)CRD協会・CR D研究所企画部長 平成22年1月 独立行政法人農林漁 業信用基金理事

理事	宮崎 正義	自 平成22年4月1日 至 平成23年9月30日	理事長及び副 理事長補佐、 農業信用保険 業務、農業災 害補償関係業 務担当	昭和52年4月 農林水産省採用 平成21年7月 東北農政局長 平成22年4月 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
理事	木實谷 浩史	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	理事長及び副 理事長補佐、 漁業信用保険 業務、漁業災 害補償関係業 務担当	昭和54年4月 農林水産省採用 平成19年7月 水産庁資源管理部管 理課長 平成21年9月 独立行政法人農林漁 業信用基金理事
監事	泉澤 和行	自 平成21年10月1日 至 平成23年9月30日		昭和56年4月 農林中央金庫入庫 平成20年8月 農林中央金庫J Fマ リンバンク部長 平成21年10月 独立行政法人農林漁 業信用基金監事
監事	相澤 久子	自 平成22年2月15日 至 平成23年9月30日		平成3年9月 中央青山監査法人採 用 平成19年8月 新日本有限責任監査 法人採用 平成20年8月 金融部マネージャー 平成22年2月 独立行政法人農林漁 業信用基金監事

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成22年度末において110人（前年度末比3人増加）であり、平均年齢は43歳となっています。このうち、国からの出向者は27人です。

3. 財務諸表の概要

① 貸借対照表 (平成23年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	118,064	流動負債	23,686
現金・預金	42,414	引当金	4,995
有価証券	20,715	その他	18,691
短期貸付金	51,674	固定負債	18,628
その他	3,260	借入金	7,016
固定資産	162,686	引当金	5,381
有形固定資産	1,068	退職給付引当金	1,965
投資有価証券	87,965	その他の引当金	3,415
長期貸付金	34,952	その他	6,232
寄託金	37,736	保証債務	60,120
その他	967	負債合計	102,434
保証債務見返	60,120	純資産の部	
		資本金	217,412
		政府出資金	182,316
		その他	35,096
		資本剰余金	11,665
		利益剰余金	9,359
		純資産合計	238,436
資産合計	340,870	負債純資産合計	340,870

② 損益計算書 (平成22年 4月 1日～平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	金額
経常費用(A)	13,442
事業費	11,148
保険事業費	8,745
保証事業費	2,403
一般管理費	1,740
人件費	1,313
減価償却費	30
その他	396
財務費用	554
経常収益(B)	13,920
事業収入	11,954
保険事業収入	10,676
保証事業収入	1,123
貸付事業収入	154
受託事業収入	1
補助金等収益	153
財務収益等	1,813
臨時損益(C)	134
その他調整額(D)	741
当期総利益 (B-A+C+D)	1,353

③ キャッシュ・フロー計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	2,439
人件費支出	△1,144
補助金等収入	1,907
自己収入等	11,858
その他収入・支出	△10,181
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	27,404
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	44
IV 資金に係る換算差額(D)	—
V 資金増加額（又は減少額）(E=A+B+C+D)	29,887
VI 資金期首残高(F)	12,527
VII 資金期末残高(G=F+E)	42,414

④ 行政サービス実施コスト計算書（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	金額
I 業務費用	833
損益計算書上の費用	13,445
(控除) 自己収入等	△12,611
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	—
III 損益外減損損失相当額	—
IV 引当外賞与見積額	—
V 引当外退職給付増加見積額	21
VI 機会費用	2,487
VII (控除) 法人税等及び国庫納付額	—
VIII 行政サービス実施コスト	3,342

■ 財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

- 現金・預金 : 現金、普通預金
- 有価証券 : 残存期間1年以内の国債、地方債、政府保証債、社債、譲渡性預金
- 短期貸付金 : 残存期間1年以内の貸付金
- その他（流動資産）: 前払費用など
- 有形固定資産 : 土地、建物、車両、工具など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
- 投資有価証券 : 残存期間1年超の国債、地方債、政府保証債、社債
- 長期貸付金 : 残存期間1年超の貸付金
- 寄託金 : 株式会社日本政策金融公庫に寄託している森林整備活性化資金の貸付原資
- その他（固定資産）: 有形固定資産、投資有価証券、長期貸付金、寄託金以

外の長期資産で、求償権、無形固定資産等が該当
 保証債務見返 : 負債の部に計上される保証債務の対照勘定である
 引当金（流動負債）: 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、保証債務損失引当金が該当
 その他（流動負債）: 保険金支払義務があると認められる額を計上する支払備金、1年以内返済予定の長期借入金等
 借入金 : 事業資金の調達のため借り入れた長期借入金
 引当金（固定負債）: 将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
 その他（固定負債）: 責任準備金等が該当
 保証債務 : 林業信用保証業務に係る保証残高
 政府出資金 : 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
 資本金（その他）: 地方公共団体及び民間からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
 資本剰余金 : 国から交付された交付金及び民間からの出えん金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
 利益剰余金 : 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

事業費 : 独立行政法人の業務に要した費用
 人件費 : 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
 減価償却費 : 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
 財務費用 : 利息の支払に要する経費
 事業収入 : 独立行政法人の業務収入（保険料、保証料、貸付金利息など）
 受託事業収入 : 外部機関からの委託事業に係る収入
 補助金等収益 : 国の補助金のうち当期の収益として認識した収益
 財務収益等 : 預金利息収入、有価証券利息収入などの収益
 臨時損益 : 償却債権取立益、償却済債券回収益が該当
 その他調整額 : 前中期目標期間繰越積立金の取崩額が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー : 独立行政法人の通常の業務の実施に係

る資金の状態を表し、保証料、保険料等収入、代位弁済費、
保険金等支出、貸付けに係る収入・支出、人件費支出、政府
出資金の受入れによる収入等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために
行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価
証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出、政府
出資金の受入れによる収入等が該当

資金に係る換算差額：該当無し

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政
法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト：独立行政法人の損益計算書に計上されな
いが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

損益外減価償却相当額：該当無し

損益外減損損失相当額：該当無し

引当外賞与見積額：該当無し

引当外退職給付増加見積額：国からの出向職員に係る退職給付引当金増加見
積額

機会費用：国及び地方公共団体からの出資金等の額に、国債の利回りを乗じ
て得た額

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主
要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

平成22年度の経常費用は13,442百万円と、前年度比588百万円の減(4.2%減)
となっている。これは、保証事業費が前年度比892百万円の減(27.1%減)、財
務費用が前年度比392百万円の増(241.3%増)となったことが主な要因である。

(経常収益)

平成22年度の経常収益は13,920百万円と、前年度比2,466百万円の減(15.1%
減)となっている。これは、保証事業収入が前年度比1,673百万円の減(59.8%
減)、保険事業収入が前年度比720百万円の減(6.3%減)となったことが主な

要因である。

(当期総損益)

上記の経常損益並びに償却債権取立益等の臨時損益及び前中期目標期間繰越積立金取崩額を計上した結果、平成22年度の当期総利益は1,353百万円と、前年度比1,090百万円の減(44.6%減)となっている。

(資産)

平成22年度末現在の資産合計は340,870百万円と、前年度比7,304百万円の増(2.2%増)となっている。これは、現金・預金が前年比29,887百万円の増(238.6%増)、投資有価証券が前年比10,686百万円の増(13.8%増)、保証債務見返が前年比5,670百万円の増(10.4%増)、有価証券が前年比39,504百万円の減(65.6%減)となったことが主な要因である。

(負債)

平成22年度末現在の負債合計は102,434百万円と、前年度比5,065百万円の増(5.2%増)となっている。これは、保証債務が前年比5,670百万円の増(10.4%増)とこれに伴う保証債務損失引当金が前年比1,485百万円の増(21.7%増)、長期借入金が前年比1,576百万円の減(11.1%減)、責任準備金が前年比1,145百万円の減(17.0%減)となったことが主な要因である。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成22年度の業務活動によるキャッシュ・フローは2,439百万円と、前年度比8,892百万円の減(78.5%減)となっている。これは、政府事業交付金収入が前年度比9,589百万円の減(84.5%減)、貸付金の回収による収入が前年度比2,704百万円の減(4.1%減)、貸付による支出が前年度比3,291百万円の減(5.0%減)となったことが主な要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成22年度の投資活動によるキャッシュ・フローは27,404百万円と、前年度比46,802百万円の増(241.3%増)となっている。これは、有価証券の取得による支出が前年度比32,042百万円の減(20.3%減)、有価証券の償還及び売却による収入が前年度比14,657百万円の増(10.6%増)となったことが主な要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成22年度の財務活動によるキャッシュ・フローは44百万円と、前年度比7,941百万円の減(99.4%減)となっている。これは、政府出資金の受入れによる収入が前年度比6,417百万円の減(80.0%減)、長期借入金の返済による支出が前年度比779百万円の減(26.4%減)となったことが主な要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常費用	16,039	16,262	並 18,950	並 14,030	並 13,442
経常収益	15,934	14,956	並 18,445	並 16,387	並 13,920
当期総利益	△92	△1,300	1,250	2,444	並 1,353
資産	298,457	297,420	297,762	並 333,566	並 340,870
負債	72,956	73,200	71,464	並 97,369	並 102,434
利益剰余金	8,680	7,380	6,879	8,747	並 9,359
業務活動によるキャッシュ・フロー ^並	△4,141	△3,480	△799	11,331	並 2,439
投資活動によるキャッシュ・フロー ^並	3,467	706	2,516	△19,399	並 27,404
財務活動によるキャッシュ・フロー ^並	215	1,916	3,194	7,984	並 44
資金期末残高	8,559	7,700	12,611	12,527	並 42,414

注1：平成22年度における増減理由は、上記記載のとおりである。

注2：保険事業費及び保証事業費の増減による。

注3：保険事業収入及び保証事業収入の増減による。

注4：有価証券及び保証債務見返の増加による。

注5：保証債務、保証債務損失引当金及び政府事業交付金の増加並びに責任準備金の減少による。

注6：保険金、代位弁済費及び寄託金の支出、政府事業交付収入の増減により変動が生じている。

注7：有価証券の取得及び償還の額の増減により変動が生じている。

注8：借入れの額及び借入金の返済額並びに政府出資金の受入額の増減により変動が生じている。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

ア 農業信用保険勘定

(ア) 農業保険業務

農業保険業務の事業損益は1,443百万円と、前年度比495百万円の減(25.5%減)となっている。これは、責任準備金戻入が前年度比161百万円の増(24.2%増)となったものの、政府事業交付金収入が284百万円の減(77.6%減)となったこと、及び支払備金が前年度149百万円の戻入であったのに対し、今年度は265百万円の繰入となったことが主な要因である。

(イ) 農業融資業務

農業融資業務の事業損益は12百万円と、前年度比85百万円の減(87.2%減)となっている。これは、貸付金利息収入が前年度比35百万円の減(38.6%減)及び財務収益が前年度比28百万円の減(35.7%減)となったことが主な要因である。

イ 林業信用保証勘定

(ア) 林業信用保証業務

林業信用保証業務の事業損益は△1,654百万円の損失と、損失は前年度比1,034百万円の増(266.8%増)となっている。これは、保証債務損失引当金繰入が前年度比402百万円の減(21.3%減)、求償権償却引当金繰入が前年度比526百万円の減(40.5%減)と、引当金の計上が減少したものの、農林水

産省から交付を受けた政府事業交付金収入が前年度比1,772百万円の減(75.3%減)となったことが主な要因である。

(イ) 林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務の事業損益は1百万円と、前年度比1.2百万円の減(67.0%減)となっている。これは、財務収益が前年度比1.2百万円の減(66.8%減)となったことが主な要因である。

(ウ) 林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務の事業損益は△9百万円の損失となり、前年度の32百万円の利益から損失に転じた。これは、貸付事業収入が前年度比11百万円の減(60.5%減)、財務収益が前年度比29百万円の減(36.0%減)となったことが主な要因である。

ウ 漁業信用保険勘定

(ア) 漁業保証保険業務

漁業保証保険業務の事業損益は561百万円と、前年度比276百万円の減(33.0%減)となっている。これは、責任準備金戻入が前年度603百万円の戻入であったのに対し、今年度は319百万円の戻入(前年度比284百万円の減)となったことが主な要因である。

(イ) 漁業融資保険業務

漁業融資保険業務の事業損益は5百万円の利益となり、前年度の△6百万円の損失から利益に転じた。これは、財務収益が前年度比11百万円の増(1,057.6%増)となったことが主な要因である。

(ウ) 漁業融資業務

漁業融資業務の事業損益は65百万円と、前年度比30百万円の増(84.7%増)となっている。これは、財務収益が前年度比52百万円の増(91.9%増)となったことが主な要因である。

エ 農業災害補償関係勘定

農業災害補償関係勘定の事業損益は53百万円と、前年度比30百万円の増(131.8%増)となっている。これは、一般管理費が前年度比3百万円の増(2.4%増)となったものの、財務収益が前年度比37百万円の増(29.5%増)となったことが主な要因である。

オ 漁業災害補償関係勘定

漁業災害補償関係勘定の事業損益は3百万円と、前年度比18百万円の減(85.7%減)となっている。これは、財務収益が前年度比6百万円の減(62.4%減)となったこと、及び退職給付引当金が前年度5百万円の戻入であったのに対し、今年度は4百万円の繰入となったことが主な要因である。

表 事業損益の経年比較

(単位：百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農業信用保険勘定	△220	59	938	2,034	1,455
農業保険業務	△235	△52	779	1,938	1,443
農業融資業務	15	111	160	97	12
林業信用保証勘定	1,133	279	△1,756	△587	△1,663
林業信用保証業務	1,120	235	△1,819	△620	△1,654
林業等資金寄託業務	0	0	0	2	1
林業等資金貸付業務	13	44	63	32	△9
漁業信用保険勘定	△1,096	△1,701	270	866	631
漁業保証保険業務	△1,156	△1,789	162	837	561
漁業融資保険業務	5	6	6	△6	5
漁業融資業務	55	82	103	35	65
農業災害補償関係勘定	37	10	19	23	53
漁業災害補償関係勘定	41	47	23	20	3
合計	△105	△1,306	△505	2,357	479

③ セグメント総資産の経年比較・分析

ア 農業信用保険勘定

(ア) 農業保険業務

農業保険業務の総資産は44,659百万円と、前年度比1,745百万円の増(4.1%増)となっている。これは、投資有価証券が前年度比3,000百万円の増(11.2%増)、現金・預金が前年度比546百万円の増(14.4%増)、有価証券が前年度比1,877百万円の減(22.2%減)となったことが主な要因である。

(イ) 農業融資業務

農業融資業務の総資産は63,137百万円と、前年度比54百万円の増(0.1%増)とほぼ前年度と同額となっている。

イ 林業信用保証勘定

(ア) 林業信用保証業務

林業信用保証業務の総資産は88,622百万円と、前年度比5,270百万円の増(6.3%増)となっている。これは、保証債務見返が前年度比5,670百万円の増(10.4%増)となったことが主な要因である。

(イ) 林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務の総資産は37,969百万円と、前年度比25百万円の増(0.1%増)とほぼ前年度と同額となっている。

(ウ) 林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務の総資産は17,233百万円と、前年度比12百万円の減(0.1%減)とほぼ前年度と同額となっている。

ウ 漁業信用保険勘定

(ア) 漁業保証保険業務

漁業保証保険業務の総資産は38,423百万円と、前年度比118百万円の増(0.3%増)とほぼ前年度と同額となっている。

(イ) 漁業融資保険業務

漁業融資保険業務の総資産は212百万円と、前年度比5百万円の増(2.5%増)とほぼ前年度と同額となっている。

(ウ) 漁業融資業務

漁業融資業務の総資産は36,694百万円と、前年度比30百万円の減(0.1%減)とほぼ前年度と同額となっている。

エ 農業災害補償関係勘定

農業災害補償関係勘定の総資産は7,836百万円と、前年度比121百万円の増(1.6%増)とほぼ前年度と同額となっている。

オ 漁業災害補償関係勘定

漁業災害補償関係勘定の総資産は6,091百万円と、前年度比5百万円の増(0.1%増)と前年度とほぼ同額となっている。これは、有価証券が前年度比540百万円の減(23.8%減)となったものの、短期貸付金が前年度比548百万円の増(15.4%増)となったことが主な要因である。

表 総資産の経年比較

(単位：百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
農業信用保険勘定	102,124	100,796	104,318	105,997	107,796
農業保証保険業務	39,431	38,066	41,342	42,914	44,659
農業融資業務	62,693	62,730	62,977	63,083	63,137
林業信用保証勘定	110,163	111,873	110,867	138,531	143,818
林業信用保証業務	60,927	59,010	56,787	83,352	88,622
林業等資金寄託業務	32,144	35,722	36,870	37,944	37,969
林業等資金貸付業務	17,129	17,161	17,217	17,244	17,233
漁業信用保険勘定	70,334	70,486	68,273	75,237	75,329
漁業保証保険業務	33,635	33,696	31,374	38,305	38,423
漁業融資保険業務	200	207	213	207	212
漁業融資業務	36,499	36,584	36,687	36,725	36,694
農業災害補償関係勘定	8,208	8,222	8,227	7,715	7,836
漁業災害補償関係勘定	7,629	6,043	6,076	6,085	6,091
合計	298,457	297,420	297,762	333,566	340,870

※ 林業信用保証勘定においては、業務間の未収金についても計上しているため、勘定合計において一致しない。

- ④ 目的積立金の申請状況、取崩内容等
該当なし

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成22年度の行政サービス実施コストは3,342百万円と、前年度比1,066百万円の減(24.2%減)となっている。これは、業務費用が事業費の減少により前年度比855百万円の減(50.6%減)、機会費用が政府出資等の機会費用の計算に使用した利率の低下により前年度比210百万円の減(7.8%減)となったことが主な要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
業務費用	2,511	2,674	4,567	1,688	833
うち損益計算書上の費用	16,039	16,262	18,951	14,530	13,445
うち自己収入	△13,528	△13,588	△14,383	△12,841	△12,611
損益外減価償却累計額	—	—	—	—	—
損益外減損損失相当額	—	—	—	—	—
引当外賞与見積額	—	—	—	—	—
引当外退職給付増加見積額	17	18	19	21	21
機会費用	3,082	2,382	2,520	2,698	2,487
(控除) 法人税等及び国庫納付金	—	—	—	—	—
行政サービス実施コスト	5,610	5,074	7,106	4,407	3,342

(2) 施設等投資の状況(重要なもの)

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
該当なし
- ② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充
該当なし
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
該当なし

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区分	18年度		19年度		20年度	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算
収入						
国庫補助金	345	345	-	-	-	-
受入事業交付金	2,184	2,184	983	983	1,631	6,724
政府補給金収入	129	77	194	123	198	149
政府出資金	-	-	-	-	500	2,561
地方公共団体出資金	39	-	39	-	10	-
民間出資金	13	-	13	-	14	-
事業収入	143,964	69,781	157,001	79,334	142,797	65,720
受託事業収入	3	8	2	5	3	3
運用収入	1,886	1,806	2,079	1,925	1,870	1,903
借入金	64,016	10,305	66,012	8,715	70,852	3,906
その他の収入	9	38	8	37	11	63
合計	212,588	84,543	226,330	91,122	217,886	81,031
支出						
事業費	211,325	86,653	224,433	90,621	222,531	76,886
一般管理費	2,389	1,869	2,313	1,939	2,134	1,737
直接業務費	413	246	378	261	367	208
管理業務費	340	238	329	253	325	225
人件費	1,635	1,386	1,606	1,425	1,443	1,303
合計	213,713	88,522	226,746	92,560	224,665	78,623

(単位：百万円)

区分	21年度		22年度		差額理由
	予算	決算	予算	決算	
収入					
受入事業交付金	1,587	11,343	1,754	1,754	
政府補給金収入	201	162	187	153	
政府出資金	1,100	8,017	1,600	1,600	
地方公共団体出資金	10	2	10	-	
民間出資金	14	-	14	93	
事業収入	158,811	76,676	149,795	74,361	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減
受託事業収入	3	2	3	1	
運用収入	1,872	1,818	2,003	1,839	
借入金	70,063	2,926	68,984	4,099	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減
その他の収入	11	25	12	73	
合計	233,673	100,972	224,362	83,974	
支出					
事業費	233,496	80,233	221,446	79,331	災害の発生が減少したこと等による貸付計画の未達による減
一般管理費	2,101	1,793	2,066	1,741	
直接業務費	355	238	344	203	
管理業務費	315	240	305	225	
人件費	1,431	1,314	1,417	1,313	
合計	235,598	82,025	223,512	81,072	

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、業務運営の効率化による経費の抑制として、中期目標の期間中（平成20年度～平成24年度）に、平成19年度比で事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）について5%以上削減、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について15%以上の節減を行うことを目標としている。

本年度は、事業費については、平成19年度予算対比で28.6%の削減となったが、これは、農業の保険金の減少等によるものである。

また、一般管理費については、事務所が入居しているビルの大規模修繕がなかったこと、事務・業務に係る経費の節減に努めたこと等が挙げられる。

(単位：百万円、%)

区分	19年度		当中期目標期間					
	金額	比率	20年度		21年度		22年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率
事業費	13,727	100	16,878	123.0	10,431	76.0	9,798	71.4
一般管理費	702	100	423	60.2	469	66.7	418	59.6

さらに、人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた改定部分を除く。）については、平成18年度から6年間で6%以上の削減を行うこととしている。この目標を達成するため、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し、人員の削減等に取り組み、平成22年度においては、平成17年度決算対比で13.5%の削減（1,049百万円）となった。

(単位：百万円、%)

区分	17年度		前中期目標期間				当中期目標期間					
	金額	比率	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
			金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
人件費	1,212	100	1,172	96.7	1,114	92.0	1,073	88.5	1,040	85.8	1,049	86.5

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は、13,920百万円で、その内訳は、保険料収入（4,719百万円）、保証料収入（525百万円）、回収金収入（4,089百万円）、貸付金利息（154百万円）、政府事業交付金収入（1,293百万円）、政府補給金収入（152百万円）、財務収益（1,780百万円）等となっている。

これを事業別に区分すると、

- ① 農業保険業務では、保険料収入3,731百万円（事業収益の44.8%）、回収金収

- 入3,109百万円（事業収益の37.3%）、政府事業交付金収入82百万円（事業収益の1.0%）、財務収益が561百万円（事業収益の6.7%）等となっている。
- ② 農業融資業務では、貸付金利息収入56百万円（事業収益の50.2%）、財務収益51百万円（事業収益の46.0%）等となっている。
 - ③ 林業信用保証業務では、保証料収入525百万円（事業収益の35.7%）、政府事業交付金収入581百万円（事業収益の39.5%）、財務収益342百万円（事業収益の23.2%）等となっている。
 - ④ 林業等資金寄託業務では、政府補給金収入153百万円（事業収益の99.6%）等となっている。
 - ⑤ 林業等資金貸付業務では、貸付金利息7百万円（事業収益の12.6%）、財務収益51百万円（事業収益の87.0%）等となっている。
 - ⑥ 漁業保証保険業務では、回収金収入980百万円（事業収益の28.7%）、保険料収入988百万円（事業収益の28.9%）、政府事業交付金収入630百万円（事業収益の18.4%）等となっている。
 - ⑦ 漁業融資保険業務では、財務収益12百万円（事業収益の100.0%）となっている。
 - ⑧ 漁業融資業務では、貸付金利息26百万円（事業収益の19.2%）、財務収益108百万円（事業収益の80.8%）となっている。
 - ⑨ 農業災害補償関係業務では、貸付金利息12百万円（事業収益の7.1%）、財務収益163百万円（事業収益の92.8%）となっている。
 - ⑩ 漁業災害補償関係業務では、貸付金利息53百万円（事業収益の93.9%）、財務収益3百万円（事業収益の6.1%）等となっている。

また、独立行政法人農林漁業信用基金法第17条第1項に基づき、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるため、財務大臣及び農林水産大臣の認可を受けて長期借入金をしている（平成22年度599百万円、期末残高12,590百万円）。このほか、農業融資業務に必要な費用に充てるための出資金545億円、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるための出資金254億円、林業等資金貸付業務に必要な費用に充てるための出資金171億円、漁業融資業務に必要な費用に充てるための出資金362億円、農業災害補償関係業務に必要な費用に充てるための出資金56億円、漁業災害補償関係業務に必要な費用に充てるための出資金58億円等を保有している。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 農業保険業務

農業保険業務は、農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うことを目的としている。

平成22年度の保険引受額は、前年度に比べ462億円減の3,869億円となり、平

成22年度末の保険価額残高は、前年度末に比べ962億円減の3兆5,088億円となった。平成22年度の保険金支払額は、前年度に比べ127百万円減の59億86百万円となり、一方、回収金収入額は、前年度に比べ93百万円減の31億9百万円となっている。

事業の財源は、保険料収入（平成22年度3,731百万円）、回収金収入（平成22年度3,109百万円）、財務収益（平成22年度561百万円）、農業信用保険基盤の充実を図るために農林水産省から交付を受けている政府事業交付金収入（平成22年度82百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、保険金（平成22年度5,986百万円）、一般管理費（平成22年度609百万円）などとなっている。

イ 農業融資業務

農業融資業務は、農業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金及び農業信用基金協会が行う農業経営改善促進資金業務に必要な資金の貸し付けを行うことを目的としている。

平成22年度末における貸付残高は、①農業信用基金協会の保証業務の充実のために必要な資金の貸付495億円、②農業経営改善促進資金業務に必要な資金の貸付19億円で、総額514億円となっており、財源となっている出資金等627億円のうち112億円が未貸付となっている。この大半は②に係るもの（106億円）であるが、これは、長引く農業資金全体の資金需要の低迷と、低金利状況が続いていることにより、農業経営改善促進資金の貸付が低調となっているためであるが、一方、これまでに、借入手続の簡素化等の改善を進めてきたこと等で、最近では僅かずつではあるが、着実に増加傾向（35百万円増）を示してきたが、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、低利預託原資貸付業務の廃止が決定され、当該業務に要する政府出資金全額125億円を、平成23年度中に国庫納付することとなっている。

事業の財源は、政府出資金（平成22年度末残高54,467百万円）、資本剰余金（平成22年度末残高8,214百万円）、財務収益（平成22年度51百万円）、貸付金利息収入（平成22年度56百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成22年度末残高51,450百万円）、一般管理費（平成22年度99百万円）などとなっている。

ウ 林業信用保証業務

林業信用保証業務は、林業者等がその経営の改善に資する資金等を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証を行うことを目的としている。

平成21年度第2次補正予算から実施された林業・木材産業経営支援対策事業に基づくフォレストパートナー保証等の実施により、平成22年度の保証引受額は449億円（83億円減）、保証残高は601億円（57億円増）となった。また、平成22

年度の代位弁済額は、これまでに実施された各種対策の効果もあり、木材産業の倒産件数が減少したこと等から、前年度に比べ3億円の減少となる14億円の計上となった。

一方、求償権回収額は、5億円（2億円増）となった。

事業の財源は、保証料収入（平成22年度525百万円）、財務収益（平成22年度341百万円）、林業信用保証業務に要する経費に充てるために農林水産省から交付を受ける政府事業交付金収入（平成22年度581百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、保証債務損失引当金繰入（平成22年度1,485百万円）、求償権償却引当金繰入（平成22年度774百万円）、求償権償却損失（平成22年度139百万円）、求償権回収事業費（平成22年度6百万円）、一般管理費（平成22年度435百万円）などとなっている。

エ 林業等資金寄託業務

林業等資金寄託業務は、株式会社日本政策金融公庫（平成20年9月30日以前は農林漁業金融公庫。以下同じ。）等に対し、森林整備活性化資金の融通に必要な資金を無利子で寄託することを目的としている。

株式会社日本政策金融公庫への平成22年度寄託額は16.9億円であり、寄託残高は平成22年度末で377億円である。

事業の財源は、政府出資金（平成22年度1,600百万円）、独立行政法人農林漁業信用基金法第17条第1項により、林業等資金寄託業務に必要な費用に充てるため、財務大臣及び農林水産大臣の認可を受けて実行している長期借入金（平成22年度599百万円）、長期借入金に係る利子の補給のため農林水産省から交付を受ける政府補給金収入（平成22年度153百万円）及び財務収益（平成22年度1百万円）となっている。

事業に要する費用は、寄託金（平成22年度末残高37,736百万円）、支払利息（平成22年度153百万円）及び一般管理費（平成22年度0百万円）などとなっている。

オ 林業等資金貸付業務

林業等資金貸付業務は、林業者等及び木材卸売業者等が計画的に木材の生産又は流通の合理化を図るために必要な資金を供給する事業を行う都道府県に対し、これに必要な資金を貸し付けることを目的としている。

貸付業務に必要な出資金として171億円が措置されているが、平成22年度末における貸付残高は15億円で、156億円が未貸付となっている。これは、当該貸付金は年度当初に貸し付け、年度末に償還される短期貸付金が大半であるため、3月31日時点の貸付残高は小さくなるという面がある（平成22年度ピーク時は68億円）ほか、低金利状況が続いているため低利貸付のメリットが相対的に薄れていること、木材価格の低迷等により林業経営が厳しいこと等により、木材産業等高度化推進資金の貸付が低調になっているため、信用基金からの貸付も低調となっていることによるものである。

これらの状況により、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、低利預託原資貸付業務の縮小が決定され、当該業務に要する政府出資金171億円のうち73億円を、平成23年度中に国庫納付することとなっている。

事業の財源は、政府出資金（平成22年度末残高17,056百万円）、財務収益（平成22年度51百万円）、貸付事業収入（平成22年度7百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成22年度末残高1,496百万円）及び一般管理費（平成22年度68百万円）などとなっている。

カ 漁業保証保険業務

漁業保証保険業務は、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うことを目的としている。

平成22年度の保険引受額は、前年度に比べ535億円減の973億円となった。また平成22年度の保険価額残高は、前年度に比べ95億円増の2,181億円となった。これらは、平成21年度補正予算から引き続き実施されている漁業緊急保証対策事業の実施の影響によるものである。平成22年度の保険金支払額は、これまでに実施された対策の効果もあり、遠洋かつお・まぐろ漁業者、魚類養殖業者等の倒産・廃業件数は減少し、それに伴い代位弁済も減少傾向となったこと等から、前年度に比べ2億円減の23億92百万円となった。

事業の財源は、保険料収入（平成22年度988百万円）、回収金収入（平成22年度980百万円）、漁業者等の負担が過度に大きくなるよう農林水産省から交付を受けている政府事業交付金収入（平成22年度630百万円）、財務収益（平成22年度487百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、保険金（平成22年度2,392百万円）、一般管理費（平成22年度284百万円）などとなっている。

キ 漁業融資保険業務

漁業融資保険業務は、農林中央金庫が行う漁業近代化資金等の融資につき保険を行うことを目的としている。

景気停滞による設備投資意欲の減退もあり、近年実績は無かったものの、平成22年度においては0.24百万円の引受けがあった。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成22年度末残高180百万円）、財務収益（平成22年度12百万円）となっている。

事業に要する費用は、一般管理費（平成22年度7百万円）などとなっている。

ク 漁業融資業務

漁業融資業務は、漁業信用基金協会が行う保証業務の充実のために必要な資金及び漁業信用基金協会が行う漁業経営改善促進資金業務に必要な資金の貸し付けを行うことを目的としている。

平成22年度末における貸付残高は、①漁業信用基金協会が行う保証業務の充

実のために必要な資金の貸付278億円、②漁業経営改善促進資金業務に必要な資金の貸付3億円で、総額281億円となっている。

なお、昭和56年、全国漁業協同組合連合会に国費により「漁業経営安定特別対策基金」が造成され、当該基金の事業の一環として、同連合会から出資された融資資金0.97億円については、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」（平成20年12月24日付行政改革推進本部決定）を踏まえて同基金が国庫返納されることになったことから、平成23年3月において同連合会に同出資金を返納した。

また、貸付財源である出資金362億円のうち81億円が未貸付となっているが、この大半は、②に係るもの（57億円）である。これは、低金利状況が続いているため低利貸付のメリットが相対的に薄れていること、資源状況の悪化、魚価の低迷、燃油・資材価格の高騰等により漁業経営が極めて厳しい状況であることから、改善計画の認定基準をクリアできる漁業者が少ない状況にあること等により、漁業経営改善促進資金の貸付が低調になっているため、信用基金からの貸付も低調となっていることによるものである。これらの状況により、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、低利預託原資貸付業務の廃止が決定され、当該業務に要する政府出資金全額60億円を、平成23年度中に国庫納付することとなっている。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成22年度末残高36,192百万円）、財務収益（平成22年度108百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成22年度末残高28,096百万円）及び一般管理費（平成22年度61百万円）などとなっている。

ケ 農業災害補償関係業務

農業災害補償関係業務は、農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うことを目的としている。

平成22年度は、夏季の高温、多雨の影響により、畑作物等に大きな被害が発生したことから、貸付総額は前年度に比べ74億42百万円増の116億32百万円となった。一方、回収額は103億53百万円で、平成22年度末の貸付金残高は、前年度に比べ11億39百万円減の12億79百万円となった。なお、貸付金の一部に充当するため35億円の短期借り入れを行い、期中に全額を償還した。

事業の財源は、政府及び民間出資金（平成22年度末残高5,600百万円）、前中期目標期間繰越積立金（平成22年度末残高1,976百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成22年度末残高1,279百万円）及び一般管理費（平成22年度123百万円）などとなっている。

なお、農業災害補償関係業務については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、中期の融資に対応するために必要な資金規模まで縮減するとともに、業務の見直しに伴い、政府出資

金20億円及び利益剰余金20億円を平成23年度中に国庫納付することとなっている。

コ 漁業災害補償関係業務

漁業災害補償関係業務は、漁業共済団体の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うことを目的としている。

平成22年度における短期貸付額50億87百万円は、全国的な漁船漁業の不漁、魚価低迷等に起因する再共済金の支払に対処したものである。また、短期貸付回収額は45億40百万円で、平成22年度末の短期貸付金残高は、41億6百万円となった。

短期貸付金の原資の一部としての短期借入金については、平成22年度は借入れを行わなかった。

事業の財源は、政府、地方公共団体及び民間出資金（平成22年度末残高5,821百万円）並びに前中期目標期間繰越積立金（平成22年度末残高146百万円）などとなっている。

事業に要する費用は、貸付金（平成22年度末残高4,306百万円）及び一般管理費（平成22年度53百万円）などとなっている。

独立行政法人農林漁業信用基金 平成22年度業務実績報告書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

中期目標項目	中期計画項目	年度計画項目	事業年度報告																																																		
第1 中期目標の期間 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の中期目標の期間は、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの5年間とする。																																																					
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとった措置																																																		
<p>1 事業の効率化</p> <p>① 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>② 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、「第4 財務内容</p>	<p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、その支出の要否を検討し、効率化を期するため、中期目標の期間中に、平成19年度比で5%以上削減する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>・基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減</p> <p>・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制</p> <p>・サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委託費の抑制</p> <p>(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化</p>	<p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、以下の点など支出の要否及び支出方法等について検討し、効率化を期する。この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。</p> <p>・基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減</p> <p>・引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制</p> <p>・サービスの選定等に当たっての求償権回収に係る費用対効果への配慮による求償権回収事業委託費の抑制</p> <p>(2) 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務については、引受審査の厳格化</p>	<p>1 事業の効率化</p> <p>(1) 事業費の削減度合</p> <p>○ 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、97億98百万円の支出であり、19年度予算対比で28.6%の削減（削減目標3%）となった。（19年度決算対比では21.5%の削減となった。）</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">19年度 予算(A)</th> <th rowspan="2">22年度 決算(B)</th> <th rowspan="2">増減率 (B-A)÷A</th> <th colspan="2">(参考)</th> </tr> <tr> <th>19年度決算 (C)</th> <th>増減率 (B-C)÷C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td>13,727</td> <td>9,798</td> <td>△ 28.6%</td> <td>12,483</td> <td>△ 21.5%</td> </tr> <tr> <td>うち保険金(農業)</td> <td>9,328</td> <td>5,986</td> <td>△ 35.8%</td> <td>8,066</td> <td>△ 25.8%</td> </tr> <tr> <td> (漁業)</td> <td>2,663</td> <td>2,392</td> <td>△ 10.2%</td> <td>2,472</td> <td>△ 3.2%</td> </tr> <tr> <td> 代位弁済費(林業)</td> <td>1,540</td> <td>1,362</td> <td>△ 11.6%</td> <td>1,864</td> <td>△ 27.0%</td> </tr> <tr> <td> 求償権管理回収助成(農業)</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>0.0%</td> <td>28</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td> 求償権回収事業委託費(林業)</td> <td>140</td> <td>7</td> <td>△ 95.1%</td> <td>24</td> <td>△ 70.7%</td> </tr> <tr> <td> 回収奨励金(漁業)</td> <td>28</td> <td>23</td> <td>△ 16.9%</td> <td>30</td> <td>△ 20.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 事業費の削減に向けての取組（農業信用保険業務）</p> <p>○ 引受審査の厳格化</p> <p>・大口保険引受案件（注1）についてすべて事前協議を実施し、件数は534件（条件変更含む。）であった。（21年</p>	区 分	19年度 予算(A)	22年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	(参考)		19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C	事業費総額	13,727	9,798	△ 28.6%	12,483	△ 21.5%	うち保険金(農業)	9,328	5,986	△ 35.8%	8,066	△ 25.8%	(漁業)	2,663	2,392	△ 10.2%	2,472	△ 3.2%	代位弁済費(林業)	1,540	1,362	△ 11.6%	1,864	△ 27.0%	求償権管理回収助成(農業)	28	28	0.0%	28	0.0%	求償権回収事業委託費(林業)	140	7	△ 95.1%	24	△ 70.7%	回収奨励金(漁業)	28	23	△ 16.9%	30	△ 20.5%
区 分	19年度 予算(A)	22年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A					(参考)																																													
				19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C																																																
事業費総額	13,727	9,798	△ 28.6%	12,483	△ 21.5%																																																
うち保険金(農業)	9,328	5,986	△ 35.8%	8,066	△ 25.8%																																																
(漁業)	2,663	2,392	△ 10.2%	2,472	△ 3.2%																																																
代位弁済費(林業)	1,540	1,362	△ 11.6%	1,864	△ 27.0%																																																
求償権管理回収助成(農業)	28	28	0.0%	28	0.0%																																																
求償権回収事業委託費(林業)	140	7	△ 95.1%	24	△ 70.7%																																																
回収奨励金(漁業)	28	23	△ 16.9%	30	△ 20.5%																																																

の改善」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

度600件)

- ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対面での協議を実施した。(7協会)(21年度11協会)
- ・ 個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議534件(条件変更含む。)のうち、取り下げ等30件となった。(21年度15件)
- 部分保証については、的確に実施されているか確認した。
- 大口保険金請求案件(注3)の事前協議
 - ・ 大口保険金請求対象案件について事前協議を実施した。
- 求償権管理回収助成
 - ・ 基金協会の求償権が591億円(21年度末)となり、その回収が喫緊の課題となっている中で、22年度においても前年と同額の助成を実施したが、実績に応じ、都道府県間の配分は調整した。
 - ・ 近年、求償権回収のために法的措置等に要した債権管理費が増加傾向にある中、本助成金を基金協会における求償権の行使及び保全に係る費用として効果的に活用するとともに、基金協会の求償権の管理回収におけるインセンティブを高めることにより、近年、信用基金の回収金収入は徐々に増加傾向にある。

(単位：百万円)

区 分	19年度		20年度		21年度		22年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
回収金収入	3,481	2,964	2,949	3,124	2,982	3,222	3,029	3,118

(注1) 大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。

既に大口保険被保証者(注2)である者に対する農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険関係が成立する保証及び農業近代化資金等の元本につき保険価額が1,000万円以上の保険が成立する保証であつて、当該保証をすることにより、その被保証者が大口保険被保証者に該当するもの。

(注2) 大口保険被保証者とは、次に該当するものをいう。

農業近代化資金等の元本額(極度貸付の場合は、極度額)の合計額が1億円以上である者又は保険関係が成立している保証に係る畜産特別資金、農家負担軽減支援特別資金、農業経営負担軽減支援資金、家畜飼料特別支援資金及び畜産経営維持緊急支援資金の合計額が5,000万円以上である者。

(注3) 大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。

保険金額が3,000万円以上の代位弁済及び一の被保証者について同時又は関連する一定の期間内に行う複数の代位弁済であつて、これらの代位弁済の保険金額の合計額が3,000万円以上となるもの。

(3) 事業費の削減に向けての取組(林業信用保証業務)

○ 引受審査の厳格化

保証引受審査に当たっては、当該申請企業の財務諸表(過去3年分)を徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等を活用して財務状況の的確な把握、分析を行い、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役(林業担当)等を構成員とする審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った(審査協議件数427件(年間件数:21年度662件、20年度231件))。このほか、新規保証予定企業の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導(現地調査等57件(21年度は年間45件))、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等により審査の厳格化に関連する取組みを行った。

審査協議会の開催、現地調査の実施等により、引き続き引受審査の厳格化に努める。

			<p>(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件（注1）についてすべて事前協議を実施し、件数は52件であった。（21年度48件） ・ 大口保険引受案件について基金協会との間で、被保証人の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に検討した事前協議を行い事業費の削減に向けての取組みを実施した。 ○ 部分保証については、的確に実施されているか確認した。 ○ 大口保険金請求案件（注2）の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求対象案件について、すべて事前協議を実施した。 ○ 回収奨励金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 22年度の交付額は、回収金額の落ち込みから、前年度より1,147千円減の23,484千円であった。 <p>（注1）大口保険引受案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 保証の額が次の額を超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 2億円 ② その他漁業 1億円 ③ 水産業協同組合 3億円 <p>ただし、借替緊急融資資金については、上記基準額の2分の1</p> <p>イ 保証を行った後の被保証者に係る保証残高が、次の額を超えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 遠洋かつお・まぐろ漁業 6億円 ② その他漁業 3億円 ③ 水産業協同組合 6億円 <p>（注2）大口保険金請求案件とは、次に該当するものをいう。</p> <p>ア 代位弁済額が5千万円以上</p> <p>イ 基金協会が事務処理の困難性が高いと判断したもの</p>
<p>③ 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(3) 共済団体等に対する貸付業務については、民間金融機関による融資を促すために、セーフティーネットとしての法人の役割について周知を行う。</p>	<p>(5) 共済団体等への貸付における信用基金の役割の周知（農業災害補償関係業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関による融資を促すため、セーフティーネットとしての信用基金の役割について、農業災害補償運営協議会及び（社）全国農業共済協会が主催する全国会長会議及び全国参事会議の場において周知を図ったほか、信用基金のパンフレットのリニューアルを行い同役割を明記した。 <p>（漁業災害補償関係業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年10月に漁業共済組合に対して21年度の共済金支払資金に係る借入実績のアンケートを実施するとともに、「漁業災害補償制度における独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の役割について」を配布し、民間金融機関による融資を促すため、セーフティーネットとしての信用基金の役割について周知を図った。また、22年12月にアンケートの集計結果及び「独立行政法人農林漁業信用基金（漁業災害補償関係業務）の短期貸付金について」を漁業共済組合へ配布し、更なる周知を図った。
<p>④ 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来</p>	<p>(4) 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来</p>	<p>(4) 低利預託原資貸付業務については、主として主務省における資金需要の精査結果及び資金の納付方法等についての関係機関等との協議の結果を踏まえた主務省からの指示に従って、将来</p>	<p>(6) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、低利預託に係る政府出資金については23年度中に全額（125億円）国庫納付することとされた。これに伴い、信用基金を経由しない新しい運転資金制度が創設されることとなった。 <p>信用基金としても関係機関との連携を密にしながら、新たな制度への切り替えが着実・円滑に実施できるよう進めていくこととしている。</p>

<p>にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。</p> <p>また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施するものとす</p>	<p>にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。</p> <p>また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施するものとす</p>	<p>にわたって活用される見込みのない資金を国庫に納付する。</p> <p>また、本資金については、借受者のニーズを踏まえた主務省の見直しを踏まえ、着実に実施する。</p>	<p>(7) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、低利預託原資貸付業務については、ニーズに応じた規模に縮減し、より使いやすい運転資金制度に再設計する（協調倍率の見直し等）とともに、新しい運転資金制度で活用する見込みのない政府出資金（73億円）を23年度中に国庫納付することとされた。信用基金としても関係機関との連携を密にしながら、新たな制度への切り替えが着実・円滑に実施できるよう努めており、引き続き、主務省の見直しを踏まえた借入申込みに対し、着実に貸出を実施していくこととしている。 <p>(8) 低利預託原資貸付業務の見直しの着実な実施（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年12月7日に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、低利預託に係る政府出資金については23年度中に全額（60億円）国庫納付することとされた。これに伴い、信用基金を経由しない新しい運転資金制度が創設されることとなった。信用基金としても関係機関との連携を密にしながら、新たな制度への切り替えが着実・円滑に実施できるよう進めていくこととしている。
<p>⑤ 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。</p>	<p>(5) 林業寄託業務については、貸付枠の縮減及び民間からの長期借入方式から政府の出資方式への段階的な移行について、着実に実施する。</p>	<p>(5) 林業寄託業務については、貸付枠を引き続き17億円とするとともに、寄託原資について、16億円を政府出資により調達し、長期借入金を抑制する。</p>	<p>(9) 林業寄託業務の見直しの着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度は、貸付枠17億円に対応した寄託原資を調達した。 ○ 寄託原資として16億円は政府出資金とし、新規寄託のための長期借入金の借入は行なわなかった。（長期借入金の借入は、既借入金の借換分のみである。）
<p>⑥ 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討を行う。</p>	<p>(6) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会を設置し、検討を行う。</p>	<p>(6) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、その役割、保険収支等の状況を踏まえ検討を行う。</p>	<p>(10) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における「民でできることは民で」の検討（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえ、対象資金のあり方について、モラルハザード防止策も含め、23年1月及び3月に農業信用保険業務あり方検討会を開催した。 その結果、 ① 農業は、天候などの自然に左右されやすく、生産サイクルが長く収益が少ないなどの特性があること、 ② 現状においても規模が零細で農業者の信用力が不足しており、食料自給率は低下の一途をたどるなか、これら農業者に信用力を付与し農業・農村の活性化を図ることは益々重要になってきていること、 ③ 農業経営と生活が一体不可分に行われていること、農業経営を維持しつつ地域振興を図る観点から、農家経済安定資金が措置されているが、新たな食料・農業・農村基本計画において農山漁村の活性化は急務とされており、農家経済の安定、農家生活の安定を図る上で引き続き重要な役割を担っていること、 <p>といった状況に基本的な変化はない。</p> <p>引き続き、農業・農村の状況変化、保険収支の状況等に注視しつつ検証していくこととした。</p> <p>（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険対象資金の役割、保険収支の状況等を踏まえ、対象資金のあり方について、モラルハザード防止策も含め、23年3月に漁業信用保険業務あり方検討会を開催し、検討を行ったところである。この中で、①現在の漁業情勢の悪化による事故率の高さから民間でできる資金はないと考えられることに加え、②東日本大震災により、東北地方をはじめ、全国的に漁業経営等の情勢は厳しくなると想定され、国の支援が益々重要となることから、現時点において民間機関に委ねることは困難と考えるが、今後とも漁業経営の変動に注視しつつ、その都度見直しに努めることが重要と思われるとの分析を行ったところであり、現時点では民間で対応することは困難であるとの分析結果が得られた。
<p>2 業務運営体制の効率化</p>	<p>2 業務運営体制の効率化</p>	<p>2 業務運営体制の効率化</p>	<p>2 業務運営体制の効率化</p>

<p>① 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>(1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>(1) 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。</p>	<p>(1) 組織体制・人員配置の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。具体的には、人事の弾力化に資するため、管理部門に加え、業務部門においても勘定間の人事異動を実施し、幅広い業務に対応できる人材育成を行うとともに、組織体制が硬直化しないよう、非常勤職員の活用を図っている。 ○ 新規採用者について、採用後2～3年を経過した後に、最初の配属先から他部門へ必ず異動するという新たな人事ローテーションのルールを策定（21年度新規採用者から適用）した。 <p>(2) 組織体制・人員配置の見直しによる人員の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画期末の常勤職員の見込みを踏まえ、退職による欠員の範囲内で新規採用を行っている。22年度は、21年度中の退職者（4人）の範囲内で新規採用（4人）を行った。（23年度については、新規採用なし。） 																														
<p>② 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、各種研修を効果的に実施する。</p>	<p>(2) 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。</p> <p>ア. 養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用研修 ・一般職員研修 ・現地研修 ・課長級研修 <p>イ. 能力開発研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援研修 ・実践研修 ・専門研修 <p>ウ. 法令遵守意識啓発研修</p>	<p>(3) 研修計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中期計画に基づき、職責別に必要とする能力を習得させる「計画的養成研修」、実務的、専門的スキルを習得させる「能力開発研修」及びコンプライアンスに係るカリキュラムを盛り込んだ「法令遵守意識啓発研修」の計画を策定した。 <p>(4) 研修の効果的実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度において、以下のとおり研修を実施した。 <table border="1" data-bbox="1025 708 2002 944"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象者</th> <th>受講者数</th> <th>研修内容</th> <th>研修期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画的養成研修</td> <td>新規採用研修</td> <td>新規採用者</td> <td>7名</td> <td>①信用基金業務内容等の習得 ②個人情報保護について ③コンプライアンスについて</td> <td>2日間</td> </tr> <tr> <td>計画的養成研修</td> <td>現地研修</td> <td>希望者</td> <td>18名</td> <td>農林漁業の経営等の実態把握（林業の現場）</td> <td>1日間</td> </tr> <tr> <td>能力開発研修</td> <td>専門研修</td> <td>希望者</td> <td>延べ6名</td> <td>業務に必要な専門的知識の習得</td> <td>半日等 (延べ5回)</td> </tr> <tr> <td>法令遵守意識啓発研修</td> <td></td> <td>全職員</td> <td>全職員</td> <td>①コンプライアンスについて ②個人情報保護について</td> <td>半日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地研修については、22年10月に、信用基金採用1～2年目の職員及び希望職員（計18名）を対象に、各自の日頃の業務担当分野にとらわれず、今後の信用基金業務にバランス良く幅広く役立てることを目的に実施し、江東区新木場・若洲、千葉県木更津市において、一日を通じた木材関連の国内先端技術を誇る企業の業務を実態把握し、木材と物流、木材加工（合板・LVL（単板積層材）等）の体系的な知見を養った。 ○ 専門研修については、業務に必要な専門的知識の習得を目的として、①根抵当権確定登記の要否と対応に係る研修会、②政府出資法人等内部監査講習会、③給与実務研修会へ職員を派遣した。 ○ 研修の実効性の確保、今後の研修の充実反映させる観点から研修受講者に対してレポート提出やアンケートを実施し、研修の効果が職員の能力の向上や業務運営の効率化等に資するよう検証を行っている。この結果、業務能力やコンプライアンスに係る理解の向上が図られている。 	種別	名称	対象者	受講者数	研修内容	研修期間	計画的養成研修	新規採用研修	新規採用者	7名	①信用基金業務内容等の習得 ②個人情報保護について ③コンプライアンスについて	2日間	計画的養成研修	現地研修	希望者	18名	農林漁業の経営等の実態把握（林業の現場）	1日間	能力開発研修	専門研修	希望者	延べ6名	業務に必要な専門的知識の習得	半日等 (延べ5回)	法令遵守意識啓発研修		全職員	全職員	①コンプライアンスについて ②個人情報保護について	半日
種別	名称	対象者	受講者数	研修内容	研修期間																												
計画的養成研修	新規採用研修	新規採用者	7名	①信用基金業務内容等の習得 ②個人情報保護について ③コンプライアンスについて	2日間																												
計画的養成研修	現地研修	希望者	18名	農林漁業の経営等の実態把握（林業の現場）	1日間																												
能力開発研修	専門研修	希望者	延べ6名	業務に必要な専門的知識の習得	半日等 (延べ5回)																												
法令遵守意識啓発研修		全職員	全職員	①コンプライアンスについて ②個人情報保護について	半日																												
<p>③ 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済</p>	<p>(3) 平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済</p>	<p>(3) 国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済特別会計の見直しの検討状況を注視しつ</p>	<p>(5) 災害補償関係部門の統合の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 23年2月14日に開催した「平成22年度農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る組織体制の整備等に関する検討会」において農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合に向けた対応を検討し、その結果に基づき、23年度内の統合に向けた対応方針案を決定した。 																														

保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。

また、両部署の統合を検討するに当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。

また、両部署の統合を検討するに当たっては、経費の縮減及び業務運営の効率化を図る観点から、統合効果を最大限発揮させるものとする。

つ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署の統合について検討を継続する。

3 経費支出の抑制

① 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上抑制する。

3 経費支出の抑制

(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%以上の節減を行う。

3 経費支出の抑制

(1) すべての支出について、当該支出の要否を検討するとともに、以下の措置を講じること等により、一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）の節減を行う。

3 経費支出の抑制

(1) 一般管理費の削減度合

○ 一般管理費（人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、4億18百万円の支出であり、現時点での執行率は、19年度予算対比で40.4%の削減（削減目標9%）となった。（19年度決算対比では16.9%の削減となった。）

（単位：百万円）

区 分	19年度 予算(A)	22年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	(参考)	
				19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C
一般管理費	702	418	△ 40.4%	503	△ 16.9%

- 削減要因としては、事務・業務に係る経費の節減に努めたことのほか、事務所が入居しているビルの大規模修繕がなかったこと等があげられる。
- 役職員への給与支給については、複数口座への振込みを認めていたが、22年10月支給分より1口座とした。

① 部署別の予算配分、予算執行の期中管理など予算の適正な執行管理を徹底する。

② 減損会計の情報に基づき、適正な資産の評価を行う。

(2) 予算の適正な執行管理

○ 予算の効率的かつ適正な執行を図るため、部門ごとに業務計画、過去の支出実績等を勘案して実行予算を策定し、部署別の予算配分を行った。
また、毎月の支出実績をとりまとめ、期中においても支出実績を勘案しつつ、実行予算の見直しを行うなど、適正な期中管理を行った。

(3) 減損会計の情報に基づく適正な資産の評価

○ 23年5月に、22年度末現在において保有する土地及び建物等固定資産について、資産査定実施要領に基づき、価値の毀損がないか等について資産査定を行い、その過程において、事務所、宿舍等の固定資産について、その利用状況等を把握したうえで、固定資産の有効利用の促進等の観点から評価を行った。
なお、当該査定結果については、監理室が検証することとなり、検証の結果、「問題なし」との通知を受けている。
○ 更に、会計監査人による監査においても資産査定の検証が行われている。

・役職員に対し、費用対効

③ 役職員に対し、費用対

(4) 役職員のコスト意識の徹底

	果等のコスト意識を徹底させる。	効果などのコスト意識を徹底させる。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 役職員のコスト意識を徹底させるため、部署別予算配分・適切な期中管理を行うとともに、定期的な部内の会議等において、予算の執行状況や年度中の執行の見直し、決算状況を説明し、周知を図った。 ○ 支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進する「支出点検プロジェクトチーム」の第4回会合を22年7月に開催し、21年度取組目標への取組状況について報告を行うとともに、22年度取組目標の設定について検討を行った。22年度取組目標については職員掲示板に掲示することにより、効率的な予算執行・無駄な支出の削減への取組について周知を図った。 また、23年1月に第5回会合を開き、22年度取組目標への取組み状況を確認し、引き続き目標に取り組んでいくこととした。 								
	・業務実施方法を見直す。	④ 外部委託の推進を図るなど業務実施方法を見直す。	<p>(5) 業務実施方法の見直し (農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年4月に農業信用保証保険法の改正が実施され、融資保険対象機関に銀行、信用金庫及び信用協同組合が追加されたことに伴い、事務処理の効率化に配慮しつつ、業務方法書の一部改正、農業保証保険約款の一部改正、農業融資保険約款の制定・廃止を行うとともに、農業保険取扱要領の一部改正を行った。 <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の外部委託については、15年度以降、求償権回収業務の一部を債権回収業者（サービサー）に委託しており、22年度当初においては、3社と委託契約を行い、外部委託を活用した取組を推進し、業務の効率化等を行っている。 <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年4月に「漁業保証保険取扱要領」を改正し、回収業務における基金協会が優先取得出来る費用を明確化し、事務処理の迅速化が図られた。 <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事務の合理化の観点から貸付取扱要領の一部改正を行い、事務手続に係る規定を明確化するとともに、様式に係る規定を整備した。 								
<p>② 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年</p>	<p>(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減に取り組み、平成18年度以降5年間において、5%以上の削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき</p>	<p>(2) 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>4 人件費の抑制</p> <p>(1) 人件費の17年度決算対比の削減度合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し及び人員の削減等により10億49百万円の支出であり、17年度決算対比で13.5%の削減（削減目標5%）となった。 <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1025 1034 1729 1139"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17年度 決算(A)</th> <th>22年度 決算(B)</th> <th>増減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>1,212</td> <td>1,049</td> <td>△ 13.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費削減に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公務員給与構造改革により、国の地域手当は18年度以降5年間で6%引き上げられ、22年度18%とされたが、信用基金においては、国の地域手当に相当する特別都市手当について、22年度8%としている。 ○ 人件費削減に向けた取組については、ラスパイレズ指数の公表に併せて、業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入等により管理職割合を中期目標期間の終了時まで4割から3割まで引き下げ、職務手当（国の管理職手当に相当）の支給額を削減することを公表している。（管理職割合 22年4月：38.9%（44人/113人）→23年4月：38.0%（41人/108人）） 	区 分	17年度 決算(A)	22年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	人件費	1,212	1,049	△ 13.5%
区 分	17年度 決算(A)	22年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A								
人件費	1,212	1,049	△ 13.5%								

<p>度まで継続する。</p>	<p>国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p>		<p>○ 昇任・昇格ペースについて、19年度前と比較して、1～2年遅らせることとし、20年度からその運用を開始した。 ○ 職務手当について、19年度から、一部の役職について、国より低率で定額化を行うとともに、一層の引き下げを行ったところであり、22年度においても、引き続き、同手当の額を据え置いた。 ○ スタッフ職職務手当（国の専門スタッフ職調整手当に相当）については、21年度末をもって職員給与規程の改正を行い、国の基準と同様に支給方法を定額制から定率制に変更した。 ○ 21年度から国家公務員に導入されている本府省業務調整手当について、引き続き、その導入を見送った。</p>																					
<p>③ 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。</p>	<p>(3) 給与水準については、平成18年度の対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）104.6について、中期目標期間の終了時まで100まで低下させる。</p>	<p>(3) 給与水準については、対国家公務員学歴別・地域別指数（学歴別地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を低下させるため、特別都市手当の据え置きなどに取り組む。</p>	<p>(3) ラスパイレス指数の引下げ ○ 22年度のラスパイレス指数（地域別・学歴別）は となった。</p> <table border="1" data-bbox="1021 475 1935 596"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度 (A)</th> <th>22年度 (B)</th> <th>(B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対国家公務員指数 (地域別・学歴別)</td> <td>104.6</td> <td>102.0</td> <td>100.5</td> <td>97.3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(参考) 対国家公務員指数</td> <td>121.4</td> <td>118.0</td> <td>117.0</td> <td>113.7</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 22年度のラスパイレス指数は、現在集計中である。</p> <p>(4) ラスパイレス指数の引下げに向けた取組 ○ ラスパイレス指数の引下げに向けた取組については、31頁の「4 人件費の抑制 (2)人件費削減に向けた取組」に記載した内容と同様である。</p>	区 分	18年度	19年度	20年度	21年度 (A)	22年度 (B)	(B-A)	対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3			(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7		
区 分	18年度	19年度	20年度	21年度 (A)	22年度 (B)	(B-A)																		
対国家公務員指数 (地域別・学歴別)	104.6	102.0	100.5	97.3																				
(参考) 対国家公務員指数	121.4	118.0	117.0	113.7																				
<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や国家公務員と比べて給与水準が高い理由及び適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>(5) ラスパイレス指数の対外的説明 ○ 信用基金のホームページで公表している。</p>																					
<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、信用基金の各業務を横断的に監査する内部監査体制を充実・強化する。</p>	<p>4 内部監査の充実 業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、常勤監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。 また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）のフォローアップを適切に実施する。</p>	<p>5 内部監査の充実 (1) 内部監査年度計画の策定 ○ 22年度内部監査年度計画について内部監査の効率的な実施を図ることとして、監事と連絡・調整しつつ、①内部監査基本方針、②内部監査の対象、③重点項目、④実施時期等を内容とした計画を22年3月12日に策定した。 (2) 内部監査の実施 ○ 22年度内部監査年度計画に基づき、次の業務の適切性、有効性等の観点から計画通り内部監査を実施した。 ① 22年4月～5月 漁業災害補償関係業務に関する事務の適正化及び健全化の観点から、貸付審査の適正性等について6日間内部監査を実施し、内部規程において取扱いが不明確となっている手続き及び様式等について取扱いの明確化の指摘を行った。 ② 22年8月～9月 情報セキュリティ対策の実施状況及び保有個人情報の管理状況について、主に情報の格付け及び外部電磁的記録媒体の管理状況等に着目して16日間内部監査を実施し、情報セキュリティ規程に定める「情報の格付け分類表」の様式において、情報の格付け決定者、管理開始時点が不明確であるため明確にすること等の指摘を行った。</p>																					

			<p>③ 23年1月 漁業信用保険業務に係る事務について、業務運営の適正化及び健全化の観点から、貸付審査の適正性等について5日間内部監査を実施し、大口保証に係る事前協議について、内部規程に基づく実施期限の徹底等の改善を検討すること等の指摘を行った。</p> <p>④ 23年2月 余裕金の運用及び管理に関する事務について、適正で効果的な運用がされているかの観点から、内部けん制機能の有効性等について4日間内部監査を実施した。さらに、同月に資産査定及び償却・引当業務に関する事務について、信用リスク管理の適正性、財務内容の透明性の向上を図る観点から5日間内部監査を行った。内部監査の結果としてはそれぞれ重要な問題点は見受けられなかったことを確認した。</p> <p>(3) 内部監査チェックリストの整備 ○ 内部監査の実施に当たり、事前に監査項目毎にチェックリスト（内部監査手続書）を整備し、効果的な実施を図っている。 新たに、22年度においては、「漁業災害補償関係業務に関する事務」、「情報セキュリティ対策の実施状況」、「保有個人情報の管理状況」及び「漁業信用保険業務に係る事務」についてチェックリストを作成した。また、「余裕金の運用及び管理に関する事務」及び「資産査定及び償却・引当業務に関する事務」についてはチェックリストを更新した。</p> <p>(4) 内部監査における要改善事項のフォローアップの実施 ○ 20年度に実施した内部監査における「資産査定及び償却・引当に関する事務」、「農業信用保険業務」、「農業災害補償関係業務」及び「個人情報保護に関する事務」の整理・改善を要する事項として、関係書類の一部未徴求があった。これに対しては、書類の確認欄を設ける等について21年度中に改善が全て図られている。また、21年度に実施した内部監査結果に基づく改善事項等において、その後、特にフォローアップ内部監査を実施すべき事項はなかった。 22年度のフォローアップについては、漁業災害補償関係業務に関する事務について、貸付審査の適正性等に関し、内部規程が改正され取扱の明確化が図られていることを確認した。</p> <p>(5) 監査能力の向上のための取組 ○ 22年8月に会計検査院が主催した「第23回公会計監査機関意見交換会議」に内部監査担当職員1名、22年9月に総務省行政評価局が主催した「平成22年度評価・監査中央セミナー」に職員2名（うち内部監査担当職員1名）、22年10月に会計検査人が主催した「独立行政法人セミナー」に職員4名（うち内部監査担当職員2名）及び会計検査院が主催した「第29回政府出資法人等内部監査業務講習会」（22年11月8日～11月12日）に内部監査担当職員1名を参加させ、監査業務の遂行に必要な知識の習得に努め、内部監査の充実強化に取り組んだ。 ○ 監事と内部監査部門との定例会（四半期ごとの開催）を設け、情報交換等を行った。さらに、23年3月に内部監査部門と監事それぞれの23年度監査計画を主な議題に監査手法・手続きを含めた内部監査の充実強化に係る意見交換を行った。 ○ 「独立行政法人における内部統制と評価について」の研究会報告（22年3月に総務省から公表）に関連して、22年7月に総務省から協力依頼があった独立行政法人の内部統制の実態把握調査について、22年6月30日現在の法人における内部統制の充実・強化を図る上での課題等の状況を回答した。</p>
<p>5 内部統制機能の強化 ① 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委</p>	<p>5 内部統制機能の強化 (1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス委</p>	<p>5 内部統制機能の強化 (1) 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・</p>	<p>6 内部統制機能の強化 (1) コンプライアンスの推進に向けた取組 ○ 22年4月22日に策定した22年度コンプライアンス・プログラムに基づき、以下のコンプライアンスの推進に計画</p>

<p>員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>員会において外部の有識者の専門的知見を活用するなどコンプライアンス（法令等遵守）への取組を充実・強化する。</p>	<p>マニュアルに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。 特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。</p>	<p>的に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 個人情報取扱規程に基づき、毎年4月に行うこととされている保有個人情報管理状況チェックリストによる点検を22年4月に保有個人情報を管理する保護管理者5名により実施したが、特に問題はなかった。 ② 情報セキュリティ規程に基づき、毎年度1回行うこととされている保有情報資産のセキュリティ対策実施状況の点検を22年4月に最高情報セキュリティ責任者の指示により全職員が実施した。（結果は、50項目のうち48項目で80%以上が「はい」「概ねはい」と回答（該当なしを除く）） <p>○ コンプライアンスの取組み状況については、22事業年度臨時監事監査（22年11月～12月）及び22事業年度定例監事監査（23年5月）において、コンプライアンスの取組みを含む内部統制などの監査が21事業年度に引き続き行われた。なお、役職員に対する効果的・計画的なコンプライアンス研修に努める等引き続き、万全の取組みに配慮すべきことが示された。</p> <p>(2) コンプライアンス・マニュアルの改善及び職員への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンプライアンス・マニュアルの見直しの一環として、23年3月に実施したコンプライアンス・チェック項目について、23年2月開催のコンプライアンス委員会で、回答者に分かり易い設問となるよう見直しを行った。 ○ 職員への周知については、弁護士を講師として全役職員を対象としたコンプライアンス研修を23年3月に実施した。なお、当日研修に参加できなかった役職員へはフォローアップ研修としてビデオ視聴研修を23年4月に3回実施した。 <p>(3) コンプライアンスに係る取組状況のチェックの実施・フォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員又は職員からの法令違反行為等の通報又は相談をやり易くするため、職員専用情報サイトに電子メール専用の以下3本の窓口「コンプラホットライン」を21年5月に設けた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法令違反行為等に関する相談又は通報窓口として【通報窓口・相談窓口】 ② 業務処理方法の効率化、経費の節減等に関する提案窓口として【業務改善提案窓口】 ③ 職員個人情報の処理などに関する苦情及び相談窓口として【職員個人情報受付窓口】 <p>通報・利用の概要は</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び③については通報・相談等の受付実績はないが、②については「事務所内における節電の具体的対応」等の改善提案が5件あった。提案については、22年9月及び23年3月開催の業務改善委員会で審議し、審議結果等については理事長へ報告を行うとともに職員専用情報サイトの掲示板へ掲載した。 <p>○ 見直したチェックリストに基づき、23年3月に職員に「個人向け」及びコンプライアンス管理者に「コンプライアンス管理者向け」のコンプライアンス・チェックを実施した。チェック結果については、重大な問題はなかった。また、23年3月開催のコンプライアンス委員会で、コンプライアンス・チェック集計結果の報告及びその改善策を審議し、審議結果については法人の長が組織にとって重要な情報等について適時的確に把握することに資するため、理事長へ報告を行うとともに職員専用情報サイトの掲示板へ掲載した。</p>
<p>② 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るため、事務リスク自主点検等事務改善への取組を着実に実施する。</p>	<p>(2) 業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。</p>	<p>(4) 事務リスク自主点検等の実施及び業務改善への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年9月に事務リスクについて、 <ul style="list-style-type: none"> ① 各種規程の整備状況について、稟議が適正に決裁され、職員専用情報サイトの規程集に掲載しているか ② 契約事務について、予定価格の作成が適正にされているか ③ 各種保証保険業務について、保険金の支払い等の証拠の徴求漏れがないか <p>等について各業務部門ごとに事務リスク自主点検を行った。</p>

			<p>事務リスク自主点検結果については12月開催の業務改善委員会において、証憑の徴求漏れ、約定書類の宛名不備等の改善事項について審議を行い、法人の長が組織にとって重要な情報等について適時的確に把握することに資するため、その結果を理事長へ報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「機密性3情報の取扱い等をまとめた手引書（情報セキュリティ対策の手引き（情報の格付け・明示と機密性3情報の取扱い）」を23年1月に作成した。 ○ 中期目標・中期計画に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、法人のミッションを有効かつ効果的に果たすため、法人の長が適切にリーダーシップを発揮できるように、以下のような取組を行った。 <ol style="list-style-type: none"> 1 法人の長のマネジメント <ol style="list-style-type: none"> ① 法人の長がリーダーシップを適切に発揮できるよう、月1回定例役員懇談会を開催し、理事長の指示を職員全体に徹底している。 また、年2回中期目標・中期計画の進捗状況を管理するため期中評価（10月、1月に実施）を行っている。 ② 法人のミッションを有効かつ効果的に果たすことを目的とし、リスクを洗い出すため、総括理事以下で構成される業務改善委員会において、法令遵守リスクに対応したコンプライアンス委員会等各リスク及びリスクへの対応体制について、信用基金において十分か検証を行い、当面、通常想定されるリスクには対応していることを確認し、法人の長が組織にとって重要な情報等について適時的確に把握することに資するため、理事長まで報告するとともに、組織として結果を共有した。 ③ この他、法人の長が組織にとって重要な情報等について適時的確に把握することに資するため、重要な会議の結果等については、すべて理事長まで報告した。 2 監事監査 <p>22事業年度の日常監査並びに臨時監事監査（22年11月～12月）及び定例監事監査（23年5月）を適切に実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 監事監査においては、信用基金の事業活動の全般について、その会計経理の合理性、真実性及び正確性並びに業務の運営・執行の正当性、経済性・効率性及び有効性等を機動的に監査することとしている。 また、内部統制の強化、意思決定の透明性確保についても、必要に応じ監査を実施することとしている。 ② このような方針の下、法令遵守状況、中期計画等の進捗状況、随意契約の適正化等、情報セキュリティへの取組状況を重点事項として、会計監査人等と連携しながら監査を実施し、法人の長が組織にとって重要な情報等について適時的確に把握することに資するため、理事長まで報告した。 ③ なお、監査においては内部統制の強化等について改善の指摘があったことから、リスク管理の点検等を行っており、信用基金の業務の適正化を図る観点の更なる対応が必要である。
<p>③ 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。</p>	<p>(3) 業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させるよう努める。</p>	<p>(5) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務遂行へのインセンティブを向上させるため、今中期計画期間中に能力評価、目標管理を導入することとし、できる限り前倒しに、新たな人事評価制度を本格導入するため、取り組んでいる。 22年度については、評価の試行等を行った。 ○ 役員の期末調整手当や退職手当については役員給与規程及び役員退職手当規程により算出された額に業務実績評価結果に応じた業績勘案率を乗じて得た額を支給している。
<p>6 評価・分析の実施</p>	<p>6 評価・分析の実施</p>	<p>6 評価・分析の実施</p>	<p>7 評価・分析の実施</p>

<p>事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を期中及び事業年度終了後に行い、その結果を着実に業務運営に反映させる。</p>	<p>(1) 事業ごとの評価・分析の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業ごとに厳格な評価を行い、その結果を業務運営に的確に反映させるため、20年11月に制定した事業評価分析実施要領に基づき、評価分析を実施している。 この制度においては、事業年度終了後に実施する年度評価分析に加えて、期中に2回（10月、1月）評価分析を行うとともに、理事長、副理事長、全理事、監事、総括調整役及び参事が参加する役員懇談会において、評価分析、今後の対応方針及び重要な情報等について審議し、理事長が決定することとなっており、決定した評価分析結果等については、職員へ通知し、信用基金全体で共有することとしている。 ○ 22年度の評価分析については、同要領に基づき、22年10月期及び23年1月期に期中評価分析、23年5月に年度評価分析を行うなど年3回実施し、各々の評価分析について、役員懇談会の審議を経て理事長が決定し、職員へ徹底した。 <p>(2) 事業ごとの評価・分析結果の業務運営への反映</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価分析の結果を踏まえ、理事長の指示の下、目標管理を導入し、新たな人事評価制度の試行を23年1月から実施している。 ○ 健康保険組合の保険料については、23年4月分から労使折半とした。
<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>7 情報システムの整備 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの見直しに努める。</p>	<p>8 情報システムの整備</p> <p>(1) 情報システムの見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年10月に、信用基金の情報システム整備、情報化等について、総合的・計画的に推進することを目的に情報システム整備計画を制定した。 <p>(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新農業保証保険システムのシステム開発については、従来、保険引受処理システムと保険金支払・回収処理システムが別々に開発された経緯があり、一体的になっていないため、システム運用面・保守面で非効率であること、また、「随意契約見直し計画」において、一般競争入札若しくは企画競争入札に移行したこと等から、システムの全面的な見直しを実施した。 総合評価落札方式による一般競争入札を実施（開札21年6月）し、オープン系システムの開発業者を決定、システム開発を行い、23年3月1日から稼働している。 <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林業業務システムの著作権については、システム開発時の契約から、これまでシステム開発業者に留保（著作権が専属で帰属）されており、信用基金は同社との使用契約により日常業務に活用している状態であったが、22年9月、この関係を見直し、著作権を両者の共有とすることで、信用基金自ら本件システムを複製、改変等することができるよう、契約変更を行った。 ○ 林業業務システム（基幹）の各業務メニューにおける機能拡充のためのシステム開発（全部で15機能）を行い、簡易審査システムの機能等全ての機能についてシステムに反映し、円滑で効率的な業務の推進に努めた。 <p>(農業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ システムの安定運用及びセキュリティの向上を図るためサーバー機器等の更新を行うこととし、基本OS、データベースソフト等ソフトウェアのバージョンアップに伴うシステム修正を行い（23年3月）、的確に業務に対応した。
<p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を</p>	<p>併せて、信用基金における情報システムに係る情報セキュリティ水準の向上を</p>	<p>併せて、個人情報保護、情報管理の観点から信用基金における情報システムに</p>	<p>(2) 情報セキュリティ向上への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年4月に、前年度に係る保有個人情報管理状況に関する点検を実施した。（結果は、すべて適正） ○ 22年4月に、前年度に係る情報セキュリティ対策の実施状況について自己点検を実施した。（結果は、50項目のう

<p>図る。</p>	<p>図る。</p>	<p>係る情報セキュリティの確保に努める。</p>	<p>ち48項目で80%以上が「はい」「概ねはい」と回答（該当なしを除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年10月及び23年3月に、個人情報管理委員会を開催した。結果は理事長まで報告した。（議題は、保有個人情報管理状況点検結果等） ○ 22年10月及び23年3月に、情報化推進委員会を開催した。結果は理事長まで報告した。（議題は、情報セキュリティ対策実施状況自己点検結果、情報システム整備計画、情報セキュリティ規程の改正等） ○ その他、情報セキュリティの向上のため、全部門のウィルス対策ソフトについて、サポート契約の更新等を行った。 <p>(3) 情報システムの管理に関する基本規程の作成への取組 (20年度措置済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 21年2月に、信用基金における総合的な情報管理の体系を定める情報セキュリティ規程を制定し、21年4月に施行した。 同規程においては、①信用基金内における情報管理体制の整備、②情報の格付け及び格付けに従ったアクセス制限、情報の取扱制限等、③信用基金の情報システムに係るセキュリティ要件、対策等を定めている。（なお、個人情報取扱規程に定めていた取扱制限等のうち本規程と重複する部分については、本規程に一本化した。）
<p>8 調達方式の適正化 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>① 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等</p>	<p>8 調達方式の適正化 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等</p>	<p>8 調達方式の適正化 調達に係る契約については、国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日付け閣議決定）等を踏まえ、次の事項を着実に実施する。</p> <p>(1) 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等</p>	<p>9 調達方式の適正化</p> <p>(1) 随意契約見直し計画の達成に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度に新たに締結した契約は以下のとおりである。

(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

(競争入札及び企画競争・公募)への移行を着実に実施する。

(単位: 件、百万円)

区 分	一般競争等		随意契約		合 計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
19年度	実績	9	52	13	86	22	138
	構成比	41%	38%	59%	62%	100%	100%
20年度	実績	1	13	7	38	8	51
	構成比	13%	25%	88%	75%	100%	100%
21年度	実績	14	283	7	31	21	314
	構成比	67%	90%	33%	10%	100%	100%
22年度	実績	8	41	0	0	8	41
	構成比	100%	100%	0%	0%	100%	100%

注1. 支出原因に基づくもので、予定価格が工事・製造250万円、財産の購入160万円、物件の借入80万円、役務の提供100万円以上の契約を対象とした。

注2. 一般競争等については、企画競争、公募を含む。

- 22年度に新たに締結した契約は、件数8件、金額41百万円で、契約形態別にみると、全てが一般競争等による契約であった。
- 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、22年4月に随意契約見直し計画を策定したが、本見直し計画において、今後、全ての契約を一般競争等競争性のある契約へ移行することとしたが、上記の表に示したとおり22年度末においてこの見直し計画を達成した。
- このうち、22年度に実施した一般競争は4件で、これに係る応札者数は下表のとおり、いずれも2者以上の複数者の応札となっている。
また、落札率をみると、いずれも60%台となっており、実質的な競争性が確保されている。

一般競争入札に係る応札者数調べ (単位: 件)

応札者数	1者	2者	3者	4者	5者以上	合計
件数	0	0	1	0	3	4

一般競争入札に係る落札率調べ (単位: 件)

落札率	90%台	80%台	70%台	60%台	合計
件数	0	0	0	4	4

- 応札者数または応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、周知検討期間の十分な確保、競争参加者の掘り起こし、応募条件、仕様書内容の見直し等具体的取組方針を信用基金のホームページに掲載した。(22年5月26日)
- (2) 情報システム等の総合評価落札方式による一般競争入札導入のためのマニュアルの作成への取組
(21年度措置済み)
 - 23年2月に本格稼働した「農業保証保険システムオープン化開発業務」に関し、21年6月に総合評価落札方式による一般競争入札を実施した。
 - 総合評価落札方式の拡大を図るため、「総合評価による契約手続きマニュアル」を21年8月に制定した。

② 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が

(2) 契約審査委員会の活用等により、随意契約の理由が

(2) 契約監視委員会及び契約審査委員会の活用等によ

(3) 適正な契約の実施

- 契約審査会及び競争参加者資格審査委員会の開催状況

<p>妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<p>り、随意契約の理由が妥当か、契約価格が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか等契約の適正な実施を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額随契を除く随意契約を審査するため、総括理事、財務会計担当理事、総括調整役及び参事をもって構成する契約審査会は、検討すべき契約がなかったため開催していない。 ・ 競争参加者の資格を審査するため、総括理事、財務会計担当理事、総括調整役及び参事をもって構成する競争参加者資格審査委員会を開催した。(23年2月) ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を開催(23年2月)し、21年度及び22年度に締結した契約を対象に、一者応札・一者応募の改善等の点検を行うとともに、21年度に実施した随意契約は22年度は一般競争入札等に移行した。
<p>③ 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(3) 随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p>	<p>(4) 取組状況の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が一定額を超える契約について、契約締結日から10日以内に公表している。 【公表する契約】 工事又は製造の場合は予定価格250万円以上、財産の購入の場合は予定価格160万円以上、賃貸の場合は予定価格80万円以上、その他役務の場合は予定価格100万円以上 ○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、随意契約見直し計画(22年4月)及び契約監視委員会の議事概要(23年3月)を信用基金のホームページに掲載している。
<p>④ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(4) 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。</p>	<p>(5) 監事及び会計監査人による監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計監査人による期中監査(22年10月4日～8日及び12日～15日並びに23年2月14日～18日及び3月7日～11日)、理事長等とのディスカッション(22年11月25日)及び期末監査(23年4月5日～6日及び5月19日～6月7日)が実施された。 ① 期中監査 各勘定ごとに22年4月から23年2月までの期中取引について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、特段の指摘はなかった。 また、農業保証保険システム、林業業務システム、漁業保証保険システムの概況に関する監査により、各情報システムに関する全般統制及び業務処理統制について検証が行われたが、特段の指摘はなかった。 ② 理事長等とのディスカッション 会計監査の実施に際しての監査リスクの特定・評価に役立て、効率的な会計監査の実施につなげることを目的として、信用基金の概要、運用方針及び内部統制に対する取組みや運営上の課題、財務諸表に重要な影響を与える不正及び誤謬等の発生状況及びその防止についての取組状況等について、理事長等とのディスカッションが行われた。 ③ 期末監査 資産の実在性を確かめるため、各勘定ごとに現金、預金通帳・証書、有価証券、切手印紙類について、現物の実査が実施されるとともに、相手方に対する残高確認が行われ、実在性が確認された。 また、各勘定ごとに23年3月の期中取引及び決算整理事項について、各種証憑類の金額突合等により、取引の実在性、帳簿記入の正確性、内部統制の有効性等についての検証が行われたが、特段の指摘はなかった。 なお、22年度決算より資産除去債務に関する会計基準が適用されることに伴い、賃借している事務室の現状回復費用について検討したが、金額が少額で重要性に乏しいため資産除去債務は計上しないこととした。また、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)による低利預託原資貸付業務(農業・漁業)の廃止、低利預託原資貸付業務(林業)の再設計及び農業災害補償関係業務の見直しに伴う不要資産の

			<p>国庫納付並びに後発事象（23年4月における保有有価証券の売却）を注記することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監事と会計監査人とのディスカッションが22年10月、23年4月に22年度期中監査の計画及び実施状況等について、23年6月に22年度監査結果の取りまとめについて実施された。 ○ 監事と理事長等とのディスカッションは、22事業年度臨時監査については22年9月に監査の実施方法等について、23年1月に同結果の取りまとめについて、また、22事業年度定例監査については23年3月に23年度監事監査計画等について、23年6月に同結果の取りまとめについて実施された。 ○ 監事による22事業年度の日常監査並びに臨時監査及び定例監査が以下のとおり実施された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日常監査 監事が役員懇談会その他重要な会議に出席するとともに重要な決裁書類の稟議過程において日常的に監査が行われた。 ② 臨時監査 臨時監査（現物実査：22年10月1日、4日、本監査：11月4日～5日、8日、16日及び12月6日～10日）が実施された。今回の臨時監査では、年度計画及び法令等遵守に加え、主として内部統制の取組み、情報システム・情報セキュリティの取組み、過去の外部検査・監事監査結果への対応状況等の事項について検討が行われた。この結果を受け、23年1月に監事から、理事長以下理事等に対し講評が実施され、上半期の事業実績は概ね目標達成に向けた取組みが進められているものと認められるが、引き続き役職員一体となった取組みを期待する等の臨時監事監査報告書が提出された。 ③ 定例監査 定例監査（現物実査：23年4月4日、5日、本監査：5月10日～16日及び同月23日～27日）が実施され、重要な決裁書類等を確認し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取及び必要に応じて書面、証憑書類等の提出を求める等により主要な業務及び財産の状況を監査し、財務諸表、利益の処分又は損失の処理に関する書類、決算報告書、事業報告書が適正に作成されていること、役職員の職務遂行に関する不正の行為又は関係諸法令に違反する重大な事実は認められないこと、会計監査人による監査の方法及び結果は相当であること等の監査結果が示された。 ○ 監事監査実施要領第12条に基づいて、契約に関する決裁文書の稟議過程において、契約の適切性等をチェックしている。
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>信用基金は、国の政策の重点化に適切に対応しつつ、かつ農林漁業を取り巻く経済的な状況の変化、災害その他の突発的な事象により緊急の対応が必要となる場合があること等も踏まえつつ、利用者のニーズに的確に対応して質の高いサービスを提供する必要がある</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとった措置</p>

る。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。

る。このため、国民一般の理解が得られるよう留意しつつ、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。

1 事務処理の迅速化
利用者の手続面での負担の軽減を図るため、次の事項を実施し、事務処理の迅速化を図る。

① 保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。

1 事務処理の迅速化
利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。

(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収

	月次処理
イ 保険金支払審査	27日
ウ 納付回収金の受納	
	月次処理
エ 保証審査	7日
オ 代位弁済	150日
カ 貸付審査	
農業長期資金	
償還日と同日付貸付	
農業短期資金	
月3回(5のつく日)	
農業災害補償	4日
林業	3日
漁業長期資金	
償還日と同日付貸付	
漁業短期資金	8日
漁業災害補償	4日

1 事務処理の迅速化
利用者の手続面での負担及び事務コストの軽減を図るため、以下の措置を講じて、事務処理の迅速化を実現する。

(1) 保険引受、保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等の業務内容に応じ、利用者の利便性の向上に資する観点から、以下の標準処理期間内に案件の8割以上を処理する。なお、処理期間の検証を行い、必要に応じて見直す。

ア 保険通知の処理・保険料徴収

	月次処理
イ 保険金支払審査	27日
ウ 納付回収金の受納	
	月次処理
エ 保証審査	7日
オ 代位弁済	150日
カ 貸付審査	
農業長期資金	
償還日と同日付貸付	
農業短期資金	
月3回(5のつく日)	
農業災害補償	4日
林業	3日
漁業長期資金	
償還日と同日付貸付	
漁業短期資金	8日
漁業災害補償	4日

1 事務処理の迅速化

(1) 標準処理期間の達成度

- 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、1項目で8割(目標)未達となったが、他はすべて目標を上回る結果となった。今後とも処理の迅速化に努める。
- 林業信用保証業務における代位弁済については、標準処理期間の150日を超えたものは13件であるが、このうちの8件については、金融機関が被保証者支援を継続していたため、期間内に代位弁済の実行に至らず、標準処理期間を超えたものである。
なお、これを除いた場合の処理割合は、89.4%(42件/47件)となる。

(処理状況)

区 分		全処理件数(A)	標準処理期間内の処理件数(B)	標準処理期間内の処理割合(B÷A)
農業信用 保険業務	保険通知の処理・保険料徴収	83,197	83,122	99.9%
	保険金支払審査	2,371	2,371	100.0%
	納付回収金の受納	68,208	68,208	100.0%
	農業長期資金の貸付審査	141	141	100.0%
林業信用 保証業務	農業短期資金の貸付審査	88	88	100.0%
	保証審査	1,673	1,509	90.2%
	代位弁済	55	42	76.4%
漁業信用 保険業務	貸付審査	43	43	100.0%
	保険通知の処理・保険料徴収	40,506	40,506	100.0%
	保険金支払審査	107	107	100.0%
	納付回収金の受納	9,915	9,915	100.0%
	漁業長期資金の貸付審査	350	350	100.0%
農業災害 補償関係業務	漁業短期資金の貸付審査	8	8	100.0%
	貸付審査	9	9	100.0%
漁業災害 補償関係業務	貸付審査	14	14	100.0%

(2) 標準処理期間の検証・見直し

○ 審査の適切性の観点等から、昨年度実績及び現在までの実績を検討した結果、これ以上の短縮は現時点では困難であるが、引き続き検討を進める。

項目	標準処理期間の見直しの検討
ア 保険通知の処理・ 保険料徴収。 ・標準処理期間 月次処理 ・22年度実績 月次処理	保険通知の処理は基金協会の前月引受分について一括で処理し、この処理により速やかに保険料徴収を行っているが、これを変更することは基金協会のシステムを大幅に変更することになりコスト面で困難であること及び基金協会の事務処理の増大を伴うことから現行通りの対応が必要である。
イ 保険金支払審査 ・標準処理期間 27日 ・22年度実績 農業：18.8日 漁業：14.2日	保険金の支払いは、法令等により受付の日から30日以内に支払うこととされているところ、3日前倒して標準処理期間を設定している。22年度は、事前協議を多く実施したことから、平均支払期間が農業にあつては18.8日、漁業にあつては14.2日となったものであり、免責審査での証拠書類等の徴求に時間を要することを考慮すると、27日の処理期間が必要である。
ウ 納付回収金の受納 ・標準処理期間 月次処理 ・22年度実績 月次処理	納付回収金受納の処理は、基金協会の事務負担も考慮して月次処理とし、回収金納付期限を月の下旬に定め、月1回の処理としているところであり、現行どおりの対応が必要である。
エ 保証審査 ・標準処理期間 7日 ・22年度実績 林業：4.4日	22年度は21年度に引き続き、臨時措置であるフォレストパートナー保証による保証案件が増加するなか、標準処理期間内に9割超の処理ができたものの、約1割は7日を超えている。新規案件にかかる事業・財務内容等の確認時間及び増額案件や財務悪化先に係る担保・分割弁済交渉時間の増加、審査協議件数の増加などにより、事務処理期間が長期化するものが見受けられることから、今後とも標準処理期間は7日を維持するが、標準処理期間内での処理に努める。 22年度平均処理日数4.4日（7日を超えた案件：164件（9.8%））
オ 代位弁済 ・標準処理期間 150日 ・22年度実績 林業：97.6日	代位弁済時に加算金が生ずることがあるため、金融機関の要請により150日を超える場合もあることから、これらを除き標準処理期間内で処理に努める。 22年度平均処理日数 平均 97.6日 （150日を超えた案件：13件（23.6%））
カ 貸付審査 農業長期資金 ・標準処理期間	審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、これ以上短縮できない。

償還日と同日付貸付 ・22年度実績 償還日と同日付貸付	
農業短期資金 ・標準処理期間 月3回 (5のつく日) ・22年度実績 月3回 (5のつく日)	短期資金については、基金協会の代位弁済の支払財源として貸し付けるもので、融資機関は延滞発生から原則3ヶ月を経過した後でないと基金協会に対する代位弁済の請求権は発生しないため、借入申込の締切日までに申し込まれた案件について、月3回(5のつく日)の貸付けで対応は可能である。また、基金協会から更なる迅速化の要望もない。
農業災害補償 ・標準処理期間 4日 ・22年度実績 1.7日	22年度の平均処理期間は、貸付案件の全てが内部で審査が完了してきたことから、結果として1.7日で処理できたが、貸付資金によっては、農林水産省への確認を要する資金があるなど審査に日数を要することから、今後とも標準処理期間として4日は必要である。
林業 ・標準処理期間 3日 ・22年度実績 1.8日	22年度の処理期間は2日以内が100%となったが、受付のタイミングや案件の内容により3日かかるものが想定されることから、今後とも標準処理期間としては3日を維持するが、出来るだけ2日以内とするよう迅速な事務処理に努める。
漁業長期資金 ・標準処理期間 償還日と同日付貸付 ・22年度実績 償還日と同日付貸付	審査は貸付前に済ませており、償還日と同日付で貸し付けており、これ以上短縮できない。
漁業短期資金 ・標準処理期間 8日 ・22年度実績 5.3日	22年度の平均処理期間は、5.3日であったが、受付のタイミングや案件の内容により、処理に8日かかる案件も想定されていることから、今後とも標準処理期間として8日は必要である。
漁業災害補償 ・標準処理期間 4日 ・22年度実績 2.2日	22年度の平均処理期間は2.2日で、全件について標準処理期間内に処理を終えた。しかしながら、22年度の貸付けはすべて自己資金財源によるものであり、貸付けに際して短期借入金による資金調達を行う場合には、更に1～2日を要すること等から、標準処理期間は引き続き4日とする。

② 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険

(2) 基金協会等関係機関との間で、保険引受、保険金支

(2) 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等

(3) 基金協会等との情報の共有、意見調整（農業信用保険業務）
○ 基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議

<p>金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。</p>	<p>払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実にを行う。</p>	<p>の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保証要綱等の制定・改正を行う基金協会について、基金協会からの資料提出及び対面により協議を実施した。(107協議) (21年度66協議) ○ 大口保険引受案件等の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は534件(条件変更含む。)であった。(21年度600件) ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対面での協議を実施した。(7協会) (21年度11協会) ・ 部分保証とした農業経営負担軽減支援資金5件、家畜飼料特別支援資金32件、畜産経営維持緊急支援資金115件について基金協会と事前協議した。(21年度は、農業経営負担軽減支援資金2件、畜特資金1件、家畜飼料特別支援資金116件) ○ 大口保険金請求案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求対象案件について事前協議を実施した。 ・ 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項及び免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図っている。 ○ 求償権に関する情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地協議において、保険金残高が1千万円以上の大口求償債務者の回収見込額及び回収経過についてヒアリングを行い、情報の共有に努めることにより、求償権回収の推進を図った。(現地協議実施協会：延べ9協会) (21年度延べ9協会) <hr/> <p>(3) 漁業信用保険業務において、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (4) 基金協会等との情報の共有、意見調整(漁業信用保険業務) <ul style="list-style-type: none"> ○ 大口保険引受案件等の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は52件であった。(21年度48件) ・ 大口保険引受案件に係る基金協会との事前協議に際し、基金協会から提出された協議資料の内容について照会・確認しながら協議を実施している。協議結果については、必要に応じ保証条件等に係る申し送り事項を付し当該基金協会との間で認識の共有に努める体制を構築している。 ・ 大口保険引受案件の事前協議を通じて得られた情報、信用基金が有するノウハウを各基金協会にフィードバックすることにより、基金協会の保証審査能力の向上を図っている。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求対象案件について、すべて事前協議を実施した。 ・ 基金協会から提出された協議資料の内容について記載事項及び免責事項の検証を行っており、代位弁済の妥当性や回収見込み等について当該基金協会との間で認識の共有に努めることにより、適切な代位弁済の実施を図っている。 ・ 事前協議及び保険金支払いに係る審査を通じて得られた情報及び知見について整理・蓄積し、活用することによって、事故の回避、損害の抑制等、中小漁業融資保証保険制度の適切な運営及び改善が図られた。 ○ 求償権に関する情報の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金協会から22年3月末現在の「求償権分類管理表」及び22年9月末現在の「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報の共有に努めている。(個別協議実施協会：延べ35協会) (21年度延べ26協会) ・ 求償権分類管理表等の共有により、求償権の回収目標額等を明確にすることで基金協会の求償権回収の促進が図られている。 <hr/> <p>③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>
<p>③ 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(3) 専決権限の弾力化、意思決定や業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(4) 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。</p>	<p>(5) 業務処理の方法の見直し(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年4月に農業信用保証保険法の改正が実施され、融資保険対象機関に銀行、信用金庫及び信用協同組合が追加さ

れたことに伴い、事務処理の効率化に配慮しつつ、業務方法書の一部改正、農業保証保険約款の一部改正、農業融資保険約款の制定・廃止を行うとともに、農業保険取扱要領の一部改正を行った。

(林業信用保証業務)
 ○ 業務の外部委託については、15年度以降、求償権回収業務の一部を債権回収業者（サービサー）に委託しており、22年度当初においては、3社と委託契約を行い、外部委託を活用した取組みを推進し、業務の効率化等を図っている。

(漁業信用保証業務)
 ○ 22年4月に「漁業保証保険取扱要領」を改正し、回収業務における基金協会が優先取得出来る費用を明確化し、事務処理の迅速化が図られた。

(漁業災害補償関係業務)
 ○ 事務の合理化の観点から貸付取扱要領の一部改正を行い、事務手続に係る規定を明確化するとともに、様式に係る規定を整備した。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

① 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

2 国民一般や利用者に対する情報開示の充実及び利用者の意見の反映

(1) 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、ホームページを活用して、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。

2 情報の提供・開示

- (1) ホームページ等における情報の充実
- ホームページアクセス分析において、毎年度アクセスの多い、契約関連情報のページについて、利用者により分かり易く情報提供できるように、入札公告のページと契約公開事項のページを分割する改修を行った。(22年4月1日)
 - その他ホームページの更新等を82回行った。主な内容は下記のとおり。

事 項	掲載日
「林業・木材産業信用保証ご利用のご案内」(パンフレット)を掲載	6月7日
「林業・木材産業経営安定化保証のご案内」(パンフレット)を掲載	6月7日
「農業信用保証保険のご案内」(パンフレット)を掲載	6月18日
「農業融資保険の利用について(融資機関の皆様へ)」(パンフレット)を掲載	6月18日
林業部門において、林材業の業況動向調査(平成22年度上期)の結果を公表	7月27日
林業部門において、年末の資金相談に応えるため、資金繰りについての相談を承る旨のお知らせをHPに掲載するとともに、12月29日及び30日についても相談窓口を開設し顧客対応	12月9日
林業部門において、林材業の業況動向調査(平成22年度下期)の結果を公表	12月24日
林業部門において、フォレストパートナー保証の受付期限について掲載	1月5日
林業部門において、霧島山(新燃岳)の噴火活動に係る林業・木材産業者の資金の相談・照会に係る相談窓口の設置について掲載	2月1日
林業部門において、3月11日に発生した東日本大震災に係る被災者へのお見舞いととともに、林業・木材産業者の資金の相談・照会に係る相談窓口の設置について掲載	3月14日
農林水産省のホームページに、福島第1原子力発電所事故による農畜水産物等への影響に関するポータルサイトが開設された旨のお知らせを掲載するとともにリンクを設定	3月24日

- (2) 迅速な情報の提供(1週間以内の更新)
- 公表すべき事項は下記のとおりすべて1週間以内に掲載した。

事項	基準日	掲載日
業務方法書の変更	4月9日	4月12日
役職員の報酬・給与	6月30日	6月30日
独立行政法人評価委員会の評価結果（農林水産省）	8月31日	9月2日
独立行政法人評価委員会の評価結果（財務省）	9月17日	9月17日
平成20事業年度評価結果の主要な反映状況	9月29日	9月29日
平成21年度決算及び財務諸表	9月30日	10月1日
役員給与規程及び職員給与規程改正	1月28日	1月28日
第二期中期目標の変更	3月30日	3月30日
平成23年度年度計画	3月28日	3月31日

(3) アクセス分析の実施

- 22年度のホームページアクセス件数は、55,062件（21年度 81,596件）であった。21年度は、経済危機対策に伴う緊急保証関係、役員の公募など、当信用基金に対する関心が高まったことからアクセスが急増したと考えられるが、22年度は例年並みのアクセスとなった。

なお、利用者からの要望、意見等はなかった。

○アクセス件数

区分	21年度 (A)	22年度 (B)	増減 (B/A)	(参考)	
				19年度	20年度
アクセス件数	81,596	55,062	67.5%	53,574	61,469

- ホームページで提供する情報の一層の充実を図るため、アクセスした閲覧者の検索ワード、コンテンツごとのアクセス件数の把握などアクセス内容の分析を行った。この結果、利用者に人気のあるページは、契約関連情報や信用基金の業務内容に関するコンテンツであることが判明した。今後、人気のあるページをより見やすく分かりやすい内容にするなど、利用しやすいホームページとなるように改善を図っていくこととした。

○アクセスの多いページ（分析例 22年度）

ページの内容	プレビュー数
契約関連情報	80,259
農業信用保証保険制度のご案内(パンフレット)	39,023
農業融資保険の利用について(パンフレット)	34,574
農業機関誌22年3号	22,094
信用基金パンフレット	11,645

- ホームページアクセス分析において、毎年度アクセスの多い、契約関連情報のページについて、利用者により分かりやすく情報提供できるように、入札公告のページと契約公開事項のページを分割する改修を行った。（22年4月1日）
- 23年3月開催の情報化推進委員会において、ホームページのより一層の充実を図るため、ホームページアクセス分析結果、掲載内容等について意見交換等を行った。
意見交換の結果については、民間調査機関が行った調査によっても高い評価を得ていることから、現在のフレームを維持しつつ、更新していくこととした。

(2) 各業務において、保険引 (4) 各業務における情報提供

		<p>受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。</p>	<p>(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機関誌「農業信用保証保険」により、農業信用保険の保険引受、保険金支払・回収状況といった業務に関する情報や、経済・金融動向、農業情勢などの一般情報を提供するほか、「農業信用基金協会の現状と課題」について基金協会からの情報を掲載した。 このほか、農業信用保証保険事業の動向や当該年度の特徴を取りまとめた「農業信用保証保険年報」の発行、当信用基金の農業部門の保険事業の概況を取りまとめた「保険事業概況」を作成した。 <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県主催の林業金融関係の協議会、業界団体の会合等へ積極的に参加して業務説明するとともに、パンフレットの活用、業界新聞等への広告掲載等によりPR活動を推進した。また、6月に「都道府県信用基金担当者及び相談員会議」を実施し、参加者に対して臨時措置であるフォレストパートナー保証等についての情報提供を行った。 <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業概要を取りまとめた「業務報告書」を作成し、配布した。また、漁業信用保険業務に関し、引受・弁済・回収状況等を取りまとめた「業務統計年報」を作成し、配布した。 <p>(農業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NOSAIイントラネットを活用して信用基金の23年度に実施予定の諸調査について予め周知を図ったほか、同調査結果についても掲示した。 また、「信用基金だより」(季刊誌)により事業年度計画等について情報提供を行った。 <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の概況や貸付・回収状況等を取りまとめた「業務報告書」(10月)及び漁業共済団体の概況等を取りまとめた「業務統計年報」(11月)を作成し、配布した。
<p>② 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(2) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(3) 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。</p>	<p>(5) セグメント情報の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 財務内容等の一層の透明性の確保をするため、ホームページにおいて以下の情報を掲載した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表について、セグメント毎の財務諸表と併せて決算概要を説明をした資料を掲載。 ・ 決算情報について、経年比較や財務分析指標を掲載。 ・ 事業報告書において、セグメント事業損益の経年比較・分析、セグメント総資産の経年比較・分析、セグメント毎の財源構造、セグメント毎の財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明を掲載。
<p>④ 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>(4) 特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。</p>	<p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。</p>	<p>(6) 就業規則の公表 (20年度措置済み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年4月から、信用基金のホームページに掲載している。一般的な就業規則であり、特に反響は見当たらない。
<p>③ 信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。</p>	<p>(3) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>(5) アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見を聴取するとともに、潜在的利用者等についても意向を把握し、業務運営に適切に反映させるよう努める。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対</p>	<p>3 意見の収集</p> <p>(1) アンケートの実施及び業務への反映 (農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金協会及び農林中央金庫の代表を構成員とする「農業信用保険運営協議会」を22年6月及び23年3月に開催し、21年度決算、中期目標及び中期計画の変更案、23年度年度計画並びに農業信用保険業務の状況等について説明し、意見交換を行った。 ○ 基金協会を通じ、全国106農協に対するアンケート調査及び保証利用金融機関に対するアンケート調査を22年12月に実施した。なお、当該調査のとりまとめ結果について、関係機関に配布する予定。

		<p>応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。</p>	<p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 6月及び12月に林業・木材産業者を対象に「林材業の業況動向調査」を実施した。売り上げや資金繰り、設備投資等の実績と見通しについては、22年6月よりも12月実施において若干の回復の兆しがあるとの結果となった。これらの結果を速やかにとりまとめ、林業者等が現在の景気低迷による経営上直面する課題や関心事項等を把握することにより、資金需要に応じた保証拡大に向けての業務の参考にするとともに、信用基金ホームページに掲載するほか、保証利用者、都道府県及びマスコミに配布して情報の共有を図った。 <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業関係団体、農林中央金庫及び(社)漁業信用基金中央会を構成員とする「漁業信用保険連絡協議会」を22年7月に開催し、21年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。 ○ 22年7月～11月に開催された基金協会主催のブロック会議に出席し、21年度決算や漁業信用保険業務の現況等について説明し、意見交換を行った。 <p>(農業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業共済組合連合会の代表、(社)全国農業共済協会及び学識経験者を構成員とする「農業災害補償運営協議会」を22年6月、9月及び23年3月に開催し、21年度決算、独立行政法人農林漁業信用基金中期目標及び中期計画の変更、23年度年度計画及び農業災害補償関係業務等について説明し、諸計画の達成に向けて意見交換を行った。 ○ 農業共済団体を対象に農業共済団体等の財務状況調査の集計に関するアンケートを23年2月に実施し、当該調査対象となる農業共済組合等の合併状況等や調査手法及び財務分析手法等に係る改善要望等を聴取した。 <p>(漁業災害補償関係業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業共済団体に対して平成21年度の共済金支払資金に係る借入実績、借入条件等についてのアンケート調査等を実施し、実態の把握を行った。 <p>(2) 苦情への対応・体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度は、苦情に該当するような事案はなかった。
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>信用基金が行う業務は、我が国農林漁業の健全な発展を図るという政策的な見地から、継続的に実施されることが必要な業務であるため、健全な財務内容の確保が必要不可欠である。</p> <p>このため、信用基金は、中長期の収支の均衡に向けて、中期目標期間の最終年度までに単年度の業務収支を黒字化させることを目指すこととし、以下の点を踏まえて効率的、自律的な業務運営を行うものとする。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項</p>

<p>この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>	<p>この場合、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因を受けることについて配慮する。</p>		
<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>① 保険料率・保証料率については、適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。</p> <p>ア 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p> <p>イ 上記アの見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、業務収支の改善に向け、制度資金の政策効果の発揮や農業者・漁業者の負担増加にも配慮しつつ、保険事故の発生状況や保険収支の実績等に関する保険料率算定委員会での検討結果を踏まえ、平成20年度から保険料率の見直しを実施する。</p> <p>② 上記①の見直しの実施後においても、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 保険料率・保証料率については、農林漁業の特性を踏まえつつ、引受審査能力の向上等により事故率が過大とならないよう適正な業務運営を行うことを前提として、リスクを勘案した水準に設定する。</p> <p>このため、引き続き、業務収支の状況や保険料率・保証料率水準を点検し、必要に応じて、リスクを勘案して保険料率・保証料率の見直しを行う。</p>	<p>1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定</p> <p>(1) 新たな保険料率の適用（農業信用保険業務） （20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 18年度の保険料率算定委員会と19年度の農業信用保証保険事業・組織問題検討会（3回開催）における検討、主務省評価委員会における審議を経て、20年3月に業務方法書の変更の主務大臣認可を得て、リスクを勘案した保険料率の改定が行われ、20年7月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。 <p>(2) 新たな保険料率の適用（漁業信用保険業務） （20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、制度資金の効果の発揮や漁業者負担の激変緩和など、政策的に配慮しつつ、事業交付金措置や厳正な引受審査等の収支改善努力と併せて収支が均衡するよう、20年3月に業務方法書の主務大臣の認可を得て変更し保険料率の改定を行い、20年4月の新規引受分から新たな保険料率を適用した。なお、保険料率を引き下げた「生活資金」については、20年度以降、保険引受額が増加している。 <p>(3) 保険料率算定委員会の開催及び検討（農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 23年1月及び3月に保険料率算定委員会を開催し、「20年7月に改正した保険料率の基礎とした理論値」と「21年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析を行った。 その結果、「農業経営維持資金」、「農業運転資金」及び「農業施設資金」について乖離がみられたが、「農業経営維持資金」及び「農業運転資金」は原油価格・飼料価格の急騰等が影響したものと考えられること、「農業経営維持資金」については21年度の事故率が大幅に低下及び「農業施設資金」については事故率が低下傾向であるが、永続的なものであるか更に見極める必要があること等から、今後も経済情勢、農業情勢などの変化による保険引受、回収、保険金支払等の保険事業の推移を見守りつつ、主務省と協議しながら総合的に検討を行っていくこととした。 <p>(4) 保証料率算定委員会の開催及び検討（林業信用保証業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 23年3月に保証料率算定委員会を開催し、19年度の保証料率改訂時の考え方に即して、最近の実績を加味した理論値と保証引受に基づく実績値等について比較を行い、これらに影響を及ぼしている要因について分析を行った。その結果、21年度補正予算に基づく新たな保証の引受が拡大し、低い保証料率が適用される者が相対的に増えたこと等の影響が見られた。しかしながら、同委員会による検討では、①現在の景気低迷の継続から、今後被保証者の

			<p>財務内容が悪化し、より高い保証料率を適用する傾向が多くなる可能性が見込まれること、②東日本大震災の影響により事業実施困難となる者も見込まれ、今後の代位弁済の増加から保証料率適用の引上げ方向への影響が見込まれること、③21年度補正予算に基づく保証は、長期運転資金（元金据置期間が最大2年）が主であるため、現在より1～2年経過した時点での事故発生が見込まれることなど、各種の不確定要素があることが議論された。</p> <p>これまで林業信用保証収支の大幅な赤字が続いている状況の中、保証の拡大による保証料収入の確実な確保は、求償権回収と並び収支差管理上重要なものであるため、上記の不確定要素が多い現状においては、当面は現行の保証料率の体系と水準を維持し、林業信用保証の需要の動向から影響を及ぼす各因子を注視する必要がある旨を結論とした。</p> <p>(5) 保険料率算定委員会の開催及び検討（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 23年3月に保険料率算定委員会を開催し、「20年4月に改正した保険料率の基礎とした理論値」と「21年度保険事業実績を加えて算定した理論値」について比較分析を行った。</p> <p>その結果、両理論値に若干の乖離がみられた。これは20年度に遠洋まぐろはえ縄漁業において多額の代位弁済が発生したこと等に起因したものであり、21年度は多額の代位弁済が発生しなかったことや、漁業緊急保証対策の実施により保証保険引受額が増加し、単年度の保険収支は、20年度と比し改善しており、また、22年度においても保険収支の改善が見込まれること等から、新たなリスクの要因とは考えられず現時点においては、保険料率は据置くこととし、引続きその状況を注視することとした。</p>						
<p>② 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。</p>	<p>(2) 基金協会及び共済団体等に対する貸付金利（低利預託原資貸付に係るものを除く。）については、以下のとおり、貸付目的、市中金利との兼ね合い等を考慮した適切な水準に設定する。</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務における貸付金利は、日本銀行が作成する「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間ごとの利率のうち、貸付期間に対応するものに1/2を乗じて得た率とする。</p>	<p>(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）（農業信用保険業務）</p> <p>○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金利については、0.0160%～0.0540%であり、低金利政策の下、市中金利の動向等を参考として、非常に狭い幅で金利を設定し、貸付を実行（229件）した。（21年度の貸付金利は、0.0325%～0.1385%、貸付件数323件）。今後も、適切な貸付金利となるよう情勢を注視しつつ適宜検討していく。</p> <p>（漁業信用保険業務）</p> <p>○ 基金協会の保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するために行っている基金協会への貸付金利については、0.0160%～0.0465%であり、低金利政策の下、市中金利の動向等を参考として、非常に狭い幅で金利を設定し、貸付を実行（358件）した。（21年度の貸付金利は、0.030%～0.132%、貸付件数292件）今後も、適切な貸付金利となるよう情勢を注視しつつ適宜検討していく。</p>						
		<p>② 農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務における貸付金利は、短期プライムレート等市中金利を勘案した適切な率とする。</p>	<p>(7) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）（農業災害補償関係業務）</p> <p>○ 市中金利等を勘案の上、従前と同じ貸付金利で貸付けを行った。</p> <table border="1"> <tr> <td>3月以内</td> <td>0.300%</td> </tr> <tr> <td>3月超6月以内</td> <td>0.500%</td> </tr> <tr> <td>6月超1年以内</td> <td>0.800%</td> </tr> </table> <p>（漁業災害補償関係業務）</p>	3月以内	0.300%	3月超6月以内	0.500%	6月超1年以内	0.800%
3月以内	0.300%								
3月超6月以内	0.500%								
6月超1年以内	0.800%								

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 22年9月までの貸付金利については、貸付日の短期プライムレート（年1.475%）と同率とした。 ○ 22年10月の貸付けより、市中金利等を勘案し、漁業共済団体ごとに定める一定額までについて、以下のとおり貸付金利の一部変更を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 3月以内 0.300% 3月超6月以内 0.500% 6月超1年以内 0.800%
<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p> <p>ア 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p> <p>① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務において、基金協会との事前協議の徹底を図る。</p> <p>① 農業信用保険業務において、基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施するとともに、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を実施する。</p>	<p>2 引受審査の厳格化等</p> <p>(1) 基金協会との事前協議の徹底(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は534件（条件変更含む。）であった。（21年度600件） ・ 大口保険引受案件等に係る事前協議時においては、必要に応じ、基金協会と対面での協議を実施した。（7協会）（21年度11協会） なお、対面に要する日数等（平均）は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ① 人数：相手方2人、当方3人 ② 1回当たりの協議時間：半日 ③ 1案件当たりの協議回数：1回、その後、電話及び書面により追加協議 ・ 個別案件については、被保証者の財務内容、資金の償還可能性等を総合的に勘案した協議を実施しており、大口保険引受案件事前協議534件（条件変更含む。）のうち、取り下げ等30件となった。（21年度15件） ○ 部分保証については、的確に実施されているか確認した。 ○ 大口保険金請求案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求対象案件について事前協議を実施した。 ○ 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次のとおり19年度より実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件の事前協議について、農業経営負担軽減支援資金、畜特資金、家畜飼料特別支援資金の対象金額を1億円から5千万円に引下げた。 ・ 21年6月に畜産経営維持緊急支援資金を事前協議案件として追加した。 ・ 大口保険金請求案件の事前協議の対象案件の要件について、従前の「法人5千万円以上、個人3千万円以上」から、法人・個人を問わず「一律3千万円以上」とし、審査対象案件の範囲を広げた。
<p>イ 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。</p>	<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を推進する。</p>	<p>② 漁業信用保険業務において、被保証人の業務及び財務状況を踏まえた、よりの確な引受審査の実現に取り組むとともに、基金協会との大口保証引受案件及び大口保険金請求案件についての事前協議や求償権に関する情報の共有化を実施する。</p>	<p>(2) 基金協会との事前協議の徹底(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引受審査の厳格化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は52件であった。（21年度48件） ・ 大口保険引受案件に係る基金協会との事前協議において、照会・確認しながら協議を実施した。協議結果については、必要に応じ保証条件等に係る申し送り事項を付している。（21年度2件） ・ 大口保険引受案件の事前協議について、保証保険取扱要領においては、基金協会は信用基金に「保証決定予定日の1月前までに」協議書を提出する旨が規定されているが、緊急保証に係る案件については、早急に対応できるよう1月を切る案件においても協議の受付をする旨を基金協会に通知している。 ・ 大口保険引受案件の事前協議を、保証引受審査の検証と認識している基金協会が多く、積極的に取り組んでいる。

			<ul style="list-style-type: none"> ○ 大口保険金請求案件の事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険金請求対象案件について、すべて事前協議を実施した。 ・ 大口保険金請求案件の事前協議を、基金協会は保険金請求審査の検証と認識していることから、積極的に取り組んでいる。 ○ 大口保険引受案件及び大口保険金請求案件に係る基金協会との事前協議について、一層の徹底を図ることとして次の通り実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 19年度から大口保険引受案件について、借替緊急融資資金については、保証額に係るそれぞれの額の2分の1を基準額とした。 ・ 20年度から、保険引受リスクの高い経営安定資金及び緊急融資資金について、信用基金と基金協会との年度当初の保証保険契約から除外し、該当案件が生じる度に個別に審査を行ったうえで、保証保険契約金額の変更により対応することとした。 ※ 22年度保証保険契約変更件数48件（うち緊急保証対策ではない契約変更件数7件、うち経営安定資金に係る個別審査0件、緊急融資資金に係る個別審査2件、事業資金に係る個別審査3件） ○ 求償権回収に関する事前協議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金協会から22年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等についての情報を共有し、求償権の管理・回収の強化を図った。（個別協議実施協会：12協会）（21年度12協会） ・ 求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合に満たない基金協会を対象に10～12月にかけて求償権回収の進捗に係る協議を行った。（個別協議実施協会：23協会）（21年度14協会） <p>（注）一定割合とは、直近3カ年の全国平均値（9月末現在回収実績/年間回収見込額）であり、22年度については、51.50%である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求償権回収に関する協議を、基金協会は求償権回収促進に資する機会であると認識していることから積極的に取り組んでいる。
	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(2) 信用基金職員及び基金協会向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。</p>	<p>(3) 保証審査・求償権管理回収に係る研修の実施 （農業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証審査実務担当者研修会を11月4日～5日の2日間にわたり実施し、基金協会の職員49名が参加した。参加率は83.0%（39協会/47協会）であった。研修内容は、①融資・保証審査の基本、②実践財務分析、③資金需要のとりえ方、④実践事例演習、⑤グループ事例演習であり、満足度は87.8%であった。 <p>また、求償権管理回収等事務研修会を9月21日～22日の2日間にわたり実施し、基金協会の職員53名が参加した。参加率は91%（43協会/47協会）であった。研修内容は、①求償権の管理回収事例研究、②破産（別除権と相殺）、③債権の管理回収についてであり、満足度は96%であった。</p> <p>なお、基金協会のニーズも高く、継続希望もあることから職員の資質向上に寄与しているものと考えられる。</p> <p>（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年7月に基金協会及び金融機関の職員を対象とする基金協会主催の研修会に信用基金の職員を講師として派遣し、「日本漁業と水産金融について」について研修を行い、職員の保証保険の基礎知識の向上に努めた。また、23年1月31日～2月1日には、基金協会及び信用基金の職員を対象として、（社）漁業信用基金中央会との共催で「全国研修会」を開催し、基金協会の職員43名が参加した。参加率は83%（35協会/42協会）であった。研修内容は、①無保証人型漁業融資促進事業の保証対応、②漁業融資資金貸付要領の一部改正についてであり、基金協会の満足度を把握するアンケートを実施した結果、77.9%であったことから、基金協会職員の知識の向上に寄与したと考える。 <p>なお、昨年度の当該研修会のアンケート結果を踏まえ、説明方法や課題の設定等、研修内容が形骸化しないよう工夫した。また、アンケートにおいても、研修結果をより深く把握するため、また、来年度の研修の参考とするため、項目の充実を図った。</p>
	<p>(3) 研修等による信用基金職</p>	<p>(3) 研修等による信用基金職</p>	<p>(4) 信用基金の相談機能の強化</p>

	<p>員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。</p>	<p>(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保険引受に関し、基金協会からの電話等による随時、保証引受にかかる相談に対応し、相談件数は29件であった。(21年度48件) また、大口保証引受案件(経営不振先)についての経営状況および期中管理等を把握するための現地協議を予定した6基金協会について、すべて実施した。(21年度5協会) 保険金の支払・回収に関しては、求償権の管理・回収等の強化及び事故防止等を図るため現地協議を9基金協会と実施した。(21年度9協会)なお、基金協会からの申し出に基づく基金協会との個別協議については4基金協会と実施した。(21年度8協会) 基金協会からの法務相談等2件については、顧問弁護士に相談したり、参考文献等を活用し、回答した。(21年度5件) <p>(林業信用保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 依然として厳しい経営環境にある林業者・木材業者からの資金相談に応じるため、12月29日、30日の2日間相談窓口を開設し、資金繰りの相談に応じた(2件)。 ○ 23年3月11日(金)に発生した東日本大震災対応では、3月14日に相談・照会の窓口を開設し、弁済期限の延長、分割弁済の条件緩和などに対応した(3月で10件の問合せ実績)。 <p>(漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 求償権管理回収等事務研修会(農業第二部主催)に職員3名を参加させ、職員の資質の向上を図った。 ○ 基金協会との個別協議を実施し、現地協議の推進等により信用基金の相談機能を強化した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口保険引受等に係る個別協議の実施 大口保険引受案件についてすべて事前協議を実施し、件数は52件であった。(21年度48件) ・ 求償権管理回収等に係る個別協議の実施 回収目標額達成の奨励、求償債務者の回収見通し及び求償権管理回収について、個別協議を実施した。(個別協議実施協会：延べ35協会)(21年度延べ26協会)
<p>② 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、債務保証先の財務状況のフォローアップの在り方について専門家を交えた経営診断・指導等を実施することにより抜本的な見直しを行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務においては、財務状況の的確な判断等による審査の厳格化、優良事業体への保証利用促進の働きかけ等による優良保証の確保を講ずるほか、専門家を交えた経営診断・指導に取り組む。</p>	<p>(5) 林業信用保証業務における引受審査の厳格化等への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保証引受審査に当たっては、当該申請企業の財務諸表(過去3年分)を徴求するとともに、当信用基金の保有する資産査定データ等を活用して財務状況の的確な把握、分析を行い、新規・増額案件、財務内容不良案件等について、総括調整役(林業担当)等を構成員とする審査協議会で、業況や財務状況の今後の見通し、担保等による保全の可否等を踏まえた厳格な保証審査を行った(審査協議件数427件(年間件数：21年度662件、20年度231件))。このほか、新規保証予定企業の現地調査や既保証先の適切な期中管理等を目的とした現地での経営診断・指導(現地調査等57件(21年度は年間45件))、経営悪化がみられる保証先について融資機関等との協議による経営健全化への支援等により審査の厳格化に関連する取り組みを行った。 また、優良事業体等へのPRなどの保証利用促進の働きかけを行い、優良保証先の確保に努めた。
<p>3 モラルハザード対策 ① 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務について、</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) 農業信用保険業務について、部分保証やペナルティ</p>	<p>3 モラルハザード対策 (1) モラルハザード防止対策の検討(農業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モラルハザード防止対策として、19年度より畜特資金、農業経営負担軽減支援資金について借入者の負債比率に

<p>金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を総合的に検討する。</p>	<p>金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザードの防止対策を国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>一方式などモラルハザードの防止対策を農業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>応じた部分保証を導入し、また、家畜飼料特別支援資金についても、20年度から70%の保証の取扱いを導入しているところである。</p> <p>なお、23年1月及び3月の「農業信用保険業務あり方検討会」において、モラルハザード防止対策について保険対象資金の検討と併せて検討を行ったが、その結果、基金協会においては部分保証、金融機関に代位弁済時に負担を求める措置など保険収支の悪い資金を中心にモラルハザード防止対策としての対策を実施していること、19年度及び20年度に実施した部分保証等の措置については徐々に効果を発揮していること等を踏まえ、農業者等の経営改善等に資する資金を円滑に融通するという制度の目的、各基金協会の実情を踏まえつつ、保険引受、保険金支払、保険収支等の状況をみながら引き続き検証していくこととした。</p>
<p>② 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、平成20年度から経営安定資金に部分保証を導入する。</p>	<p>(2) 漁業信用保険業務について、部分保証やペナルティー方式などモラルハザード防止対策を漁業者等の負担の増加を避けることに留意しつつ、国との連携を図りながら総合的に検討する。</p>	<p>(2) 経営安定資金（漁業信用保険業務）への部分保証の導入（20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年2月に、主務大臣の認可を得て基金協会の業務方法書を改正し、モラルハザード防止の観点から、経営安定資金について部分保証（保証割合80%）を導入した。20年4月から、新規引受分について適用を開始したところである。 <p>(3) モラルハザード防止対策の検討（漁業信用保険業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、昭和57年度以降、緊急融資資金について、代位弁済事故があった際に、金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資制度」を導入してきている。加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入したところである。 ○ 上記を踏まえ、23年3月に、「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード防止対策の効果等の検討を行った。検討の結果、引き続き、現在講じられているモラルハザード防止対策の検討方向に沿い、総合的に分析、検討していくこととされた。
<p>③ 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、平成20年度から100%保証の対象を法定計画認定者に係る資金、間伐の実施に係る資金等政策性のより高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。併せて、メニューの統合を行う。</p>	<p>(3) 林業信用保証業務について、20年度に実施した部分保証対象の拡大等の措置後の状況について点検を行う。</p>	<p>(4) 林業信用保証業務における100%保証の対象資金の限定（20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年4月に主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、100%保証の対象を制度資金、間伐材資金等の政策性のより高いものに限定した。20年6月1日の保証申込受付分から適用した。 <p>(5) 林業信用保証業務における対象資金のメニューの統合（20年度措置済み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 20年4月に、主務大臣の認可を得て、業務方法書、林業信用保証業務細則等の見直しを行い、林業者を取り巻く状況の変化等に対応するため、従来9メニューの100%保証の対象を4メニューに統合（組合資金等の資金メニューを廃止し、林業・木材産業支援資金を創設）し、20年6月1日の保証申込受付分から適用したところである。 <p>(6) 部分保証対象の拡大等の措置状況の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 23年3月開催の保証料率算定委員会において、部分保証対象資金の引受額の推移等について点検を実施した。20年6月以降の保証残高に占める部分保証の割合は、20年度末13.3%に対し、23年3月末時点で11.4%であり、21

年度補正予算による不況対策としての臨時的な保証（100%保証）の引受けが、利用し易さから急増していることによる（この分を除いた場合、部分保証引受の割合は、23年3月末時点で17.8%）。

21年度補正予算に基づく臨時的保証は運転資金でも最長10年間の保証期間や弁済の据置期間を認めていることから、残高ベースでは当分の間、このような状態が続くものと考えられる。その一方で、近年、林業者等の短期的な収入源の確保等から、きのこ生産資金（原則、部分（80%）保証）の申込みが増加（23年3月末時点の当年度保証実績が264百万円（21年度0百万円、20年度22百万円、いずれも80%保証。））してきており、潜在的に保証拡大の可能性のある分野であるため、今後においても部分保証の拡大に資するものと考えられる。

4 求償権の管理・回収の強化等
基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

4 求償権の管理・回収の強化等
基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等による求償権の管理・回収を強化し、回収実績を向上させるとともに、保険料・保証料・貸付金利息を確実に徴収する。

4 求償権の管理・回収の強化等
(1) ア. 求償権の管理・回収については、現地回収交渉や仮差押え、競売等の法的措置を講じるほか、基金協会、債権回収業者（サービサー）等との連携等により、回収実績の向上に努める。
イ. 平成22年度における回収金収入については、4,516百万円を見込む。

4 求償権の管理・回収の強化等

(1) 回収金の実績

- 22年度の回収金収入の目標は45億16百万円であるが、回収実績は45億39百万円であり、達成率は100.5%となった。農業信用保険業務においては、目標30億29百万円に対して実績は31億18百万円で、達成率は102.9%、林業信用保証業務においては、目標4億35百万円に対し実績は5億44百万円、達成率は125.0%、漁業信用保険業務においては、目標10億52百万円に対して実績は8億77百万円、達成率は83.3%であった。
- 林業信用保証業務においては、保証引受けの増に伴う出資持分譲渡処理の増に関して、求償権に係る出資持分譲渡の積極的な実施などにより、目標を上回る回収実績となった。
- 漁業信用保険業務においては、回収実績は低位にとどまった。これは、漁業信用基金協会の物的担保からの大口の回収が、昨年度に比べ2億37百万円の減少となったことが大きな要因である。

(単位：百万円)

区 分		目標 (A)	実績 (B)	達成率 (B÷A)
回収金収入	回収金収入 農業信用保険業務	3,029	3,118	102.9%
	求償権回収収入 林業信用保証業務	435	544	125.0%
	回収金収入 漁業信用保険業務	1,052	877	83.3%
	合 計	4,516	4,539	100.5%

(2) 回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）

- 22年度においては、10月から12月にかけて9基金協会との現地協議を実施し、回収方法の実態等についてヒアリングを行い、回収強化を働きかけた。（21年度9協会）

(3) 回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）

- 法的措置：競売2件を実施した。（今後の予定2件、別途4件継続中）
- 22年度の求償権回収額は5億44百万円であり、22年度計画（4億35百万円）を大幅に上回っている（計画の125%）。
- 出資譲渡拡大を踏まえて、求償権に係る出資持分の譲渡を積極的に実施した。
- 今後も法的措置にそぐう案件を積極的に選定予定。更にサービサーへの案件委託を実施（契約開始23年4月1日）。

(4) 回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）

- 求償権を有する基金協会から、22年3月末現在の「求償権分類管理表」の提出を受け、回収見込額及び回収経過等について情報を共有するとともに、求償権回収方針や求償債務者の現況等について12の基金協会との個別協議（うち現地協議12協会）の実施を通じ、基金協会との連携強化に努めた。（21年度12協会うち現地協議12協会）
また、求償権回収の一層の促進を図るため、上半期の求償権回収実績が一定割合に満たない基金協会を対象に、10～12月にかけて求償権回収の進捗に係る個別協議を行った。（個別協議実施協会：23協会）（21年度14協会）

(2) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収

（農業信用保険業務・漁業信用保険業務）

- 基金協会から納付される保険料及び貸付金利息については、定められた納入期日に確実に徴収した。（林業信用保証業務）
○ 保証料については、保証料計算書に基づき適切に徴収した。引き続き、保証料の確実な徴収に努める。

（単位：百万円）

農業信用保険業務	保険料	3,757
	貸付金利息	72
漁業信用保険業務	保険料	964
	貸付金利息	30
林業信用保証業務	保証料	602

5 代位弁済率・事故率の低減

2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて

5 代位弁済率・事故率の低減

2及び3の取組により、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件については、林業信用保証業務においてはその代位弁済率を2.94%以下とし、また、基金協会の代位弁済が保険事故となる農業信用保険業務にあつてはその事故率を0.12%以下、漁業信用保険業務にあつてはその事故率を1.15%以下とする。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて

5 代位弁済率・事故率の低減

代位弁済率及び事故率については、中期目標期間中に保証契約・保険契約を締結した案件についての代位弁済率及び事故率を指標として、中期目標の達成に向けての進捗状況の把握に努める。この場合、代位弁済率・事故率は、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。

5 代位弁済率・事故率の低減

(1) 農業信用保険業務における事故率

- 22年度末時点での事故率は0.05%であった。（中期目標期間中に0.12%以下）

(2) 林業信用保証業務における代位弁済率

- 22年度末時点での代位弁済率は1.83%であった。（中期目標期間中に2.94%以下）

(3) 漁業信用保険業務における事故率

- 22年度末時点での事故率は0.40%であった。（中期目標期間中に1.15%以下）

<p>配慮する。</p> <p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>	<p>配慮する。</p> <p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収するものとする。</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付け 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実に徴収に努める。</p>	<p>6 基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収 (農業信用保険業務、漁業信用保険業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基金協会に対する代位弁済財源貸付に当たっては、借入申込書・金銭消費貸借証書及び代位弁済実施計画書の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、基金協会に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息の確認を行うことにより、期日どおり全額回収した。 (農業災害補償関係業務・漁業災害補償関係業務) ○ 共済団体等に対する共済金支払財源貸付に当たっては、貸付けに係る借入申込書及び償還計画等の審査を迅速・的確に処理するとともに、貸付金の回収については、共済団体等に対して予め償還期限、貸付金及び貸付金利息等の確認を行うことにより、期日どおり全額回収した。 <p style="text-align: right;">(単位：件、百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1019 550 2027 821"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">期中貸付額</th> <th colspan="2">期中回収額</th> <th colspan="2">期末貸付残高</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農業信用保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>208</td> <td>18,780</td> <td>202</td> <td>18,780</td> <td>477</td> <td>49,137</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>88</td> <td>1,109</td> <td>93</td> <td>1,184</td> <td>42</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>全国低利預託基金</td> <td>78</td> <td>1,918</td> <td>82</td> <td>1,879</td> <td>77</td> <td>1,914</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業信用保険業務</td> <td>長期資金</td> <td>350</td> <td>18,411</td> <td>317</td> <td>18,478</td> <td>545</td> <td>27,250</td> </tr> <tr> <td>短期資金</td> <td>8</td> <td>663</td> <td>7</td> <td>708</td> <td>4</td> <td>405</td> </tr> <tr> <td>特別資金</td> <td>1</td> <td>110</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>全国低利預託基金</td> <td>6</td> <td>331</td> <td>6</td> <td>409</td> <td>6</td> <td>331</td> </tr> <tr> <td>農業災害補償関係業務</td> <td>9</td> <td>9,214</td> <td>10</td> <td>10,353</td> <td>6</td> <td>1,279</td> </tr> <tr> <td>漁業災害補償関係業務</td> <td>14</td> <td>5,087</td> <td>11</td> <td>4,540</td> <td>13</td> <td>4,306</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期中貸付額		期中回収額		期末貸付残高		件数	金額	件数	金額	件数	金額	農業信用保険業務	長期資金	208	18,780	202	18,780	477	49,137	短期資金	88	1,109	93	1,184	42	399	全国低利預託基金	78	1,918	82	1,879	77	1,914	漁業信用保険業務	長期資金	350	18,411	317	18,478	545	27,250	短期資金	8	663	7	708	4	405	特別資金	1	110	0	0	1	110	全国低利預託基金	6	331	6	409	6	331	農業災害補償関係業務	9	9,214	10	10,353	6	1,279	漁業災害補償関係業務	14	5,087	11	4,540	13	4,306
区 分	期中貸付額		期中回収額		期末貸付残高																																																																												
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																											
農業信用保険業務	長期資金	208	18,780	202	18,780	477	49,137																																																																										
	短期資金	88	1,109	93	1,184	42	399																																																																										
	全国低利預託基金	78	1,918	82	1,879	77	1,914																																																																										
漁業信用保険業務	長期資金	350	18,411	317	18,478	545	27,250																																																																										
	短期資金	8	663	7	708	4	405																																																																										
	特別資金	1	110	0	0	1	110																																																																										
	全国低利預託基金	6	331	6	409	6	331																																																																										
農業災害補償関係業務	9	9,214	10	10,353	6	1,279																																																																											
漁業災害補償関係業務	14	5,087	11	4,540	13	4,306																																																																											
<p>7 資産の有効活用 信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用 信用基金の保有する職員用宿舎について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加や経費の節減を図る観点から、他の独立行政法人や国との共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用 他の独立行政法人や国に対し、信用基金の保有する職員用宿舎の共同利用について、積極的な周知を図り、共同利用を推進する。</p>	<p>7 資産の有効活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度の利用率は77%(全30戸中23戸)で利用率は前年度と比べ7%上昇した。 ○ 宿舎の有効活用と管理コストの削減を図るため、21年度より他の独法と共同利用を開始している(1戸)。なお、今後発生する改修費用等について、共同利用先からの負担を検討している。 <p style="text-align: right;">(単位：戸)</p> <table border="1" data-bbox="1019 1021 1646 1125"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用戸数</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>利用率</td> <td>67%</td> <td>70%</td> <td>77%</td> </tr> <tr> <td>うち、共同利用</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 各年度とも4月1日現在の実績である。</p>	区 分	20年度	21年度	22年度	利用戸数	20	21	23	利用率	67%	70%	77%	うち、共同利用	0	1	1																																																														
区 分	20年度	21年度	22年度																																																																														
利用戸数	20	21	23																																																																														
利用率	67%	70%	77%																																																																														
うち、共同利用	0	1	1																																																																														
<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 【略】</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 【略】</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画 【略】</p>	<p>第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>1 経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、97億98百万円の支出であり、19年度予算対比で28.6%の削減となった。一般管理費(人件費、公租公課及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、4億18百万円の支出であり、19年度予算対比で40.4%の削減となった。 																																																																														

(単位：百万円)

区 分	19年度 予算(A)	22年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	(参考)	
				19年度決算 (C)	増減率 (B-C)÷C
事業費	13,727	9,798	△ 28.6%	12,483	△ 21.5%
一般管理費	702	418	△ 40.4%	503	△ 16.9%

- 当期損益は、法人全体で13億53百万円の当期総利益を計上した。利益剰余金は、93億59百万円となった。これを勘定ごとにとみると、
- 農業信用保険勘定では、支払備金の増加により繰入が発生したものの、保険金支払は前年度並みであり、結果、14億54百万円の利益を計上した。
- 林業信用保証勘定では、平成21年度補正予算から引き続き実施された林業・木材産業経営支援対策事業の実施により保証残高が増加し保証債務損失引当金繰入が発生したこと、有価証券売却損2億86百万円を計上したこと等により、当期純損失は15億91百万円となった。これに対しては、前中期目標期間繰越積立金を全額取り崩して充当したが、なお8億50百万円の繰越欠損金の計上となった。
- 漁業信用保険勘定では、有価証券売却損1億15百万円を計上したものの、保険収支は保険金の支払額が減少したこと等により、6億31百万円の利益を計上した。
- 農業災害補償関係勘定では、貸付原資に充てるために実施した保有有価証券の売却により有価証券売却益を計上したこと等により1億16百万円の利益を計上した。
- 漁業災害補償関係勘定では、運用利回りの低下等により財務収益が減少したものの、3百万円の利益を計上した。この結果、利益剰余金は、農業信用保険勘定では71億60百万円、漁業信用保険勘定では7億65百万円、農業災害補償関係勘定では20億92百万円、漁業災害補償関係勘定では1億92百万円となった。

(単位：百万円)

区 分	農業信用 保険勘定	林業信用 保証勘定	漁業信用 保険勘定	農業災害補 償関係勘定	漁業災害補 償関係勘定	合 計
当期損益	1,454	△ 850	631	116	3	1,353
利益剰余金	7,160	△ 850	765	2,092	192	9,359

- 農業信用保険勘定、漁業信用保険勘定、農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定において損益計算により生じた利益は、積立金として計上し、目的積立金は計上しなかった。これは、保険事故等の発生によって生じた損失の補てんに充てる必要があることによるものである。
- 林業信用保証勘定及び漁業信用保険勘定で保有していた有価証券（同一銘柄、計2回号）について時価が著しく下落し、余裕金運用管理要領に定める運用基準に該当しなくなったため、余裕金運用委員会（23年3月29日）において必要な対応措置について検討した結果、当該有価証券を売却したため、有価証券売却損が発生した。
- 今後、より適切な有価証券運用を行うこととするため、余裕金運用委員会（3月31日）で、運用基準等につき検討し、同日、要領を改正したうえで、「債券の発行体の信用力が著しく悪化すると認められる場合にも、必要な対応措置を検討」することとした。（23年度に入って、農業信用保険勘定及び漁業信用保険勘定で保有する同銘柄（計6回号）を売却し、23年度に有価証券売却損4億4百40万円を計上する予定である。更に、23年4月25日開催の余裕金運用委員会において、より厳格なリスク抑制方策を検討し、1発行体当たりの保有限度額の引き下げ及び1回1銘柄当たりの取得限度額の設定を行うことについて余裕金運用管理要領の一部変更を行ったところである（23年4月27日施行）。）

(22事業年度予算、収支計画及び資金計画の決算及び実績については別添のとおり。)

<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 長期借入金の条件 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成14年法律第128号）第17条第1項（漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第196条の11第1項又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第7条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、信用基金が長期借入金をするに当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p>			<p>2 法人運営における資金の配分状況 ○ 運営費交付金の交付を受けていないことから、22年度実績なし。</p> <p>第5 長期借入金の条件 極力有利な条件での借入れ ○ 22年6月と10月に長期借入金の借入（4年）を行った。借入金利については、一般競争入札を実施し、入札参加者による競争原理の中で、より低利での借入れを行うことができた。</p> <table border="1" data-bbox="1025 443 2024 555"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">借入時期</th> <th rowspan="2">借入金額</th> <th rowspan="2">借入利率</th> <th colspan="2">（参考）</th> </tr> <tr> <th>国債利率</th> <th>長プラ利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">22年度</td> <td>上期</td> <td>22.6.18</td> <td>206百万円</td> <td>0.629%</td> <td>0.274%</td> <td>1.60%</td> </tr> <tr> <td>下期</td> <td>22.10.15</td> <td>393百万円</td> <td>0.431%</td> <td>0.190%</td> <td>1.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）国債利率は5年物、残存4年程度</p>	区分	借入時期	借入金額	借入利率	（参考）		国債利率	長プラ利率	22年度	上期	22.6.18	206百万円	0.629%	0.274%	1.60%	下期	22.10.15	393百万円	0.431%	0.190%	1.45%
区分	借入時期	借入金額	借入利率					（参考）																
				国債利率	長プラ利率																			
22年度	上期	22.6.18	206百万円	0.629%	0.274%	1.60%																		
	下期	22.10.15	393百万円	0.431%	0.190%	1.45%																		
	<p>第5 短期借入金の限度額 中期目標期間中の短期借入金は、農業災害補償関係勘定において1,190億円、漁業災害補償関係勘定において110億円を限度とする。 （想定される理由） 農業災害補償関係勘定及び漁業災害補償関係勘定における一時的に不足する貸付原資を調達するため。</p>		<p>第6 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額 （農業災害補償関係業務） ○ 23年2月に農業共済団体に対する貸付原資とするため1件35億円の短期借入れを行い、同月中に償還したことから、22年度末の借入残高はない。なお、この短期借入れは限度額（1,190億円）の範囲内であった。 （漁業災害補償関係業務） ○ 22年度の借入実績はなかった。</p>																					
	<p>第6 剰余金の使途 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、 ・金融業務に精通した人材の育成・研修</p>		<p>第7 剰余金の使途 中期計画に定めた使途に充てた結果、当該年度に得られた成果 ○ 目的積立金を積み立てていないことから、22年度実績なし。</p>																					

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の効率化・合理化を図る観点からの情報システムの充実 ・コンプライアンス（法令等遵守）への取組の充実等の内部統制機能の強化 ・債権管理強化のため連携する県単位機関等の能力の向上の向上の用途に使用 		
	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針</p> <p>農林漁業金融をめぐる情勢の変化に即応して、信用基金の業務の円滑な実施を担うことができる人材を確保するため、職員に対する各種研修を効果的に実施していくとともに、高度な専門知識を有する職員を採用する。</p> <p>また、業務の質や量に対応した適切な人員配置を実現する。</p>	<p>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>
	<p>(2) 人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数は期初を上回らないものとする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 123名</p> <p>期末の常勤職員数の見込み 116名</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 5,749百万円。</p>		<p>1 人員に関する指標</p> <p>○ 業務体制、信用基金の年齢構成、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案し、検討する。 (23年度は新規採用なし)</p>

	<p>ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p>		
	<p>(3) 人材の確保及び養成に関する計画 ① 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用する。また、適切な人事管理の構築等を通じた魅力ある就業環境の形成により、人材の確保を行う。</p>	<p>1 人事に関する計画 (1) 人材の確保 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。</p>	<p>2 人材の確保及び養成 (1) 専門性を有する人材の確保 ○ 金融機関における融資業務等の経験を有する者を外部から登用している。 ○ 再雇用制度は国家公務員に準じて年金支給までのつなぎと整理されているが、その経験豊富なキャリアを生かして業務のみならず、後輩職員に対する有益な助言等をも期待し、信用基金における業務経験15年を必要とする等の条件を設けている。 ○ これらの人材の確保により、指導的な役割を期待している。</p>
	<p>② 人材の養成 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用（交流）した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。</p>	<p>(2) 人材の養成 民間金融機関からの採用者によるOJTにより、職員の専門性の育成を図る。また、自主研修支援を行うなど研修を充実させることにより専門性の高い人材育成を図る。</p>	<p>(2) 専門性の育成に配慮した人事管理 ○ 同一ポストに長期に在籍する職員に考慮しつつ、日常の業務並びに研修効果による能力の見極めを行い、適材適所の配置を行う人事管理を実施している。 (3) 研修制度の充実 ○ 職員個々のスキルアップを目的として、年度毎に「計画的養成研修」、「能力開発研修」及び「法令遵守意識啓発研修」を実施している。 また、農林漁業の経営実態等の認識を深めさせるための現地研修等、継続的に実施している研修については、全職員が受講できる環境を整備しており、その職員の適性を踏まえ、適材適所の人事配置に努めるものとしている。</p>
	<p>2 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>2 積立金の処分に関する事項 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。</p>	<p>3 積立金の処分に関する事項 ○ 漁業信用保険勘定以外の勘定の前中期目標期間繰越積立金については、林業信用保証勘定において、当期純損失15億91百万円の補てんに充当した。その他の勘定では、積立金の処分は行わなかった。</p>

1. 平成22事業年度予算及び決算

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
受入事業交付金	1,754	1,754	859	859	428	428	467	467	-	-	-	-
政府補給金受入	187	153	-	-	187	153	-	-	-	-	-	-
政府出資金	1,600	1,600	-	-	1,600	1,600	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	10	-	-	-	10	-	-	-	-	-	-	-
民間出資金	14	93	-	-	14	93	0	-	-	-	-	-
事業収入	149,795	74,361	40,407	28,790	10,572	9,128	28,002	21,483	53,707	10,372	17,107	4,589
受託事業収入	3	1	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-
運用収入	2,003	1,839	772	622	431	412	698	620	101	183	1	3
借入金	68,984	4,099	-	-	2,175	599	-	-	51,168	3,500	15,641	-
その他の収入	12	73	9	27	3	6	0	40	-	-	0	-
合 計	224,362	83,974	42,047	30,298	15,423	12,419	29,167	22,610	104,976	14,055	32,749	4,592

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費	221,446	79,331	41,161	27,820	13,601	11,730	29,054	21,979	104,961	12,715	32,669	5,087
一般管理費	2,066	1,741	835	700	562	534	439	339	165	118	64	50
直接業務費	344	203	199	128	81	45	49	20	12	10	3	0
管理業務費	305	225	105	70	81	78	83	46	24	23	12	8
人件費	1,417	1,313	531	501	399	411	308	273	129	85	50	42
合 計	223,512	81,072	41,997	28,520	14,162	12,264	29,494	22,319	105,126	12,832	32,734	5,137

2. 平成22事業年度収支計画及び実績

(1) 収益

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
政府事業交付金収入	1,965	1,293	889	82	435	581	641	630	-	-	-	-
政府補給金収入	187	153	-	-	187	153	-	-	-	-	-	-
事業収入	9,509	9,515	7,036	6,895	528	549	1,812	2,005	23	12	110	53
受託事業収入	3	1	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-
財務収益	1,997	1,780	787	612	417	394	690	608	102	163	1	3
引当金等戻入	-	1,145	-	826	-	-	-	319	-	-	-	-
雑益	12	33	9	27	3	5	0	1	-	0	0	-
臨時利益	15	136	-	-	15	73	-	-	-	63	-	-
償却債権取立益	15	73	-	-	15	73	-	-	-	-	-	-
償却済債券回収益	-	63	-	-	-	-	-	-	-	63	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	71	741	-	-	-	741	-	-	71	-	-	-
当期総損失	895	-	-	-	1,631	850	-	-	-	-	-	-
合 計	14,654	14,798	8,720	8,443	3,219	3,347	3,143	3,563	196	239	111	56

(2) 費用

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
事業費	9,897	8,622	7,794	6,014	53	145	2,050	2,464	0	-	0	-
一般管理費	2,091	1,710	815	691	590	500	443	346	166	120	76	53
直接業務費	321	177	176	105	81	46	49	17	12	10	3	0
管理業務費	287	219	90	68	81	77	81	46	24	20	11	8
人件費	1,483	1,313	550	519	428	377	313	283	131	90	62	44
減価償却費	34	30	23	17	3	4	6	6	2	2	0	1
財務費用	246	554	0	0	187	439	0	115	28	0	31	0
引当金等繰入	2,386	2,525	-	265	2,386	2,259	-	2	-	-	-	-
雑損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
臨時損失												
固定資産除却損	-	3	-	1	-	1	-	-	-	0	-	-
当期総利益	-	1,353	88	1,454	-	-	644	631	-	116	3	3
合 計	14,654	14,798	8,720	8,443	3,219	3,347	3,143	3,563	196	239	111	56

(注) 収支計画は、予算ベースで作成した。

3. 平成22事業年度資金計画及び実績

(1) 収入

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による収入	153,687	78,406	42,005	30,309	11,619	10,387	29,160	22,574	53,795	10,545	17,108	4,592
投資活動による収入	71	54	51	-	10	△ 19	10	-	1	74	-	-
財務活動による収入	70,608	5,831	-	-	3,799	2,292	0	39	51,168	3,500	15,641	-
前年度からの繰越金	129,159	149,981	39,180	52,378	42,226	43,708	41,319	46,345	5,608	5,245	827	2,305
合 計	353,525	234,273	81,235	82,687	57,654	56,367	70,489	68,958	110,571	19,364	33,576	6,897

(2) 支出

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
業務活動による支出	154,508	75,927	41,989	28,523	11,988	10,616	29,493	22,319	53,945	9,330	17,093	5,138
投資活動による支出	18	9	16	4	-	1	1	-	1	4	0	-
財務活動による支出	68,992	5,780	-	-	2,175	2,175	8	105	51,168	3,500	15,641	-
翌年度への繰越金	130,007	152,557	39,230	54,159	43,490	43,575	40,986	46,533	5,457	6,530	843	1,760
合 計	353,525	234,273	81,235	82,687	57,654	56,367	70,489	68,958	110,571	19,364	33,576	6,897

(注) 資金計画は、予算ベースで作成した。

平成22事業年度業務収支計画及び実績

(単位：百万円)

科 目	総 計		農業信用保険勘定		林業信用保証勘定		漁業信用保険勘定		農業災害補償関係勘定		漁業災害補償関係勘定		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
収益	政府事業交付金収入	1,940	1,274	889	82	410	562	641	630	-	-	-	-
	政府補給金収入	187	153	-	-	187	153	-	-	-	-	-	-
	事業収入	9,400	9,507	6,961	6,840	543	622	1,762	1,980	23	12	110	53
	受託事業収入	3	1	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-
	引当金等戻入	-	1,145	-	826	-	-	-	319	-	-	-	-
	合 計	11,529	12,080	7,850	7,747	1,143	1,338	2,403	2,929	23	12	110	53
費用	事業費	9,869	8,456	7,766	5,986	53	6	2,050	2,464	-	-	-	-
	財務費用	233	153	-	-	187	153	-	-	15	0	31	-
	引当金等繰入	2,386	2,684	-	265	2,386	2,417	-	2	-	-	-	-
	合 計	12,488	11,292	7,766	6,252	2,626	2,575	2,050	2,465	15	0	31	-
収 支 差	△ 959	787	84	1,496	△ 1,483	△ 1,238	354	464	8	12	79	53	

(注) 業務収支計画は、予算ベースで作成した。